

# 始良市森林整備計画

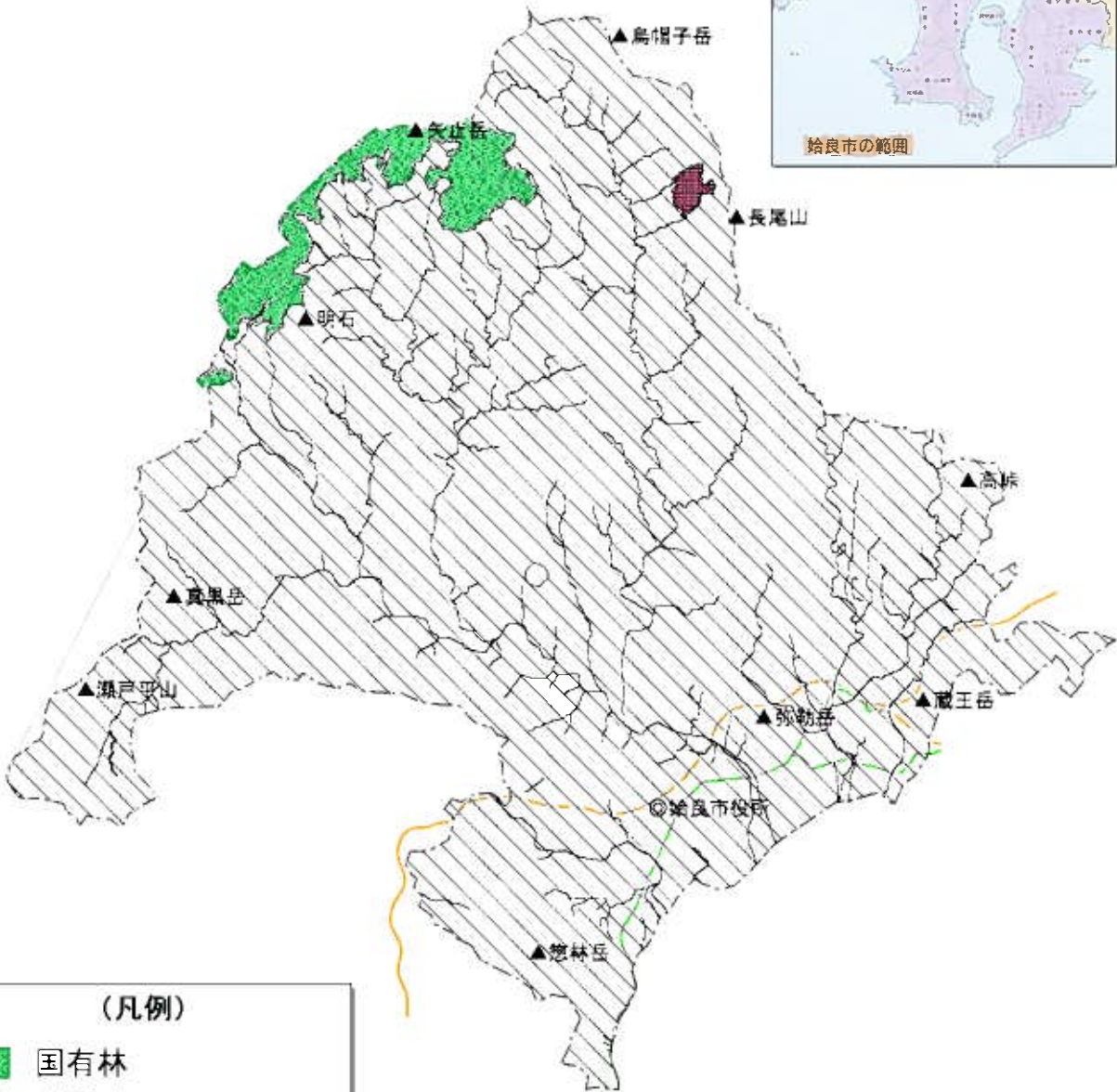
計画期間 自 令和3年4月1日  
至 令和13年3月31日

令和4年3月 変更

鹿児島県

始良市

# 始良市位置図



- (凡例)
- 国有林
  - 官行造林
  - 民有林
  - ▲ 山岳
  - 〰 河川

縮尺：15万分の1

## 目 次

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
  - 1 森林整備の現状と課題
  - 2 森林整備の基本方針
  - 3 森林施業の合理化に関する基本方針
  
- II 森林の整備に関する事項
  - 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
    - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
    - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
    - 3 その他必要な事項
  
  - 第2 造林に関する事項
    - 1 人工造林に関する事項
    - 2 天然更新に関する事項
    - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準
    - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
    - 5 その他必要な事項
  
  - 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
    - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
    - 2 保育の種類別の標準的な方法
    - 3 その他必要な事項
  
  - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
    - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
    - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法
    - 3 その他必要な事項
  
  - 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
    - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
    - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
    - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
    - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
    - 5 その他必要な事項

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

## 第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

## III 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

## 1 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は薩摩半島と大隅半島の分岐点、鹿児島県本土のほぼ中心に位置し、南は県都鹿児島市、西に薩摩川内市、東に霧島市と隣接している。

本市の地形は、北西部に真黒岳、北部には烏帽子岳、長尾山など標高400～700mの山岳が連なり、そこから繋がるなだらかな傾斜の平野は、古くから繰り返し噴出した火砕流によって形成された円形の凹んだ地形（始良カルデラ火口内壁）やこれまでの火山活動によって形成されてきた山地の上に火山噴出物が堆積してできた台地と、この台地を侵食する河川によって形成された平野から成り立っている。市内には北西から南東に思川・別府川・網掛川の主要河川が流れ、鹿児島（錦江）湾に注いでおり、市街地は湾に面した平野で形成されている。総面積は、23,125haであり、森林面積は総面積の約67%にあたる15,534haである。所有形態別森林面積では、国有林824ha、県有林274ha、市有林1,995ha、私有林12,441haとなっている。

また、民有人工林は、スギを主体に7,786haあり、人工林率50%で県平均の45.5%と比べて高くなっている。

本市の北部・東部・西部の山地は、人工林が多く、今後伐期を迎える林分も多く存在し、木材を生産する重要な地域であることから、水源涵養をはじめとする公益的機能を高度に発揮するように努めながら、間伐・保育等の適正な森林整備を図るとともに、優良材の生産を目的とした計画的な伐採や再造林等適切な更新を図ることにより、持続的な森林管理を行うことが重要である。

しかし、木材価格及び需要の低迷や林業採算性の悪化、さらに林業従事者の高齢化、労働力不足等により、間伐や再造林など適正な森林整備が行われない森林も見受けられる。

その対策として、始良・伊佐地域森林・林業活性化センター、県、市、森林組合等が一体となって間伐の推進や技術指導及び後継者の育成を行い、地域ぐるみでの間伐等森林整備の普及啓発活動を積極的に行うとともに、森林施業の集約化や路網等の生産基盤の整備、高性能林業機械等の導入・活用等による施業の効率化を図り、森林の適正な管理に努める必要がある。

南部地域は、鹿児島市の郊外住宅地として、宅地の開発等が進んでおり、住宅周辺の広葉樹林帯については、住民憩いの場として、森林と触れ合える環境等の整備が必要である。

特用林産物については、本市の振興作物である、しいたけの生産が行われており、これに向けて、品質の高い原木の安定的供給が必要である。

さらに、早掘りたけのこの生産については、竹林改良などの基盤整備を継続することにより、良質の早掘りたけのこの安定供給を図ることが必要である。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能毎に、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を下記のとおり示す。

##### ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林

##### イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林、または、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに、次のとおり森林整備を推進する。

ア 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

また、ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進する。

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。

また、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林指定やその適切な管理を推進し、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工や土留工等の施設の整備を図る。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・

間伐等を実施する。

また、快適な環境保全のための保安林指定やその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全、整備を図る。

#### エ 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進する。

また、保健のための保安林指定やその適切な管理を推進する。

#### オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致のための保安林指定やその適切な管理を推進する。

#### カ 生物多様性保全機能森林

属地的に生物多様性の機能の発揮が求められる森林については、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

#### キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林の整備を推進する。

### (3) 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

(2)の森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力については、その担い手となる森林組合などの林業事業体を中心に、保育・間伐等の作業を着実に実施できる体制の強化を図るとともに、今後主伐期を迎える林分が増加すること等から、高性能林業機械の導入、活用も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進する。

また、適切な森林整備を推進していくために、県、市、林業事業体、林業普及指導員、森林管理署等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、普及啓発に努めるとともに、その推進にあたっては、国、県の補助事業や地方財政措置等を有効に活用する。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

始良・伊佐地域森林・林業活性化センターを通じて、県、市、林業事業体及び森林所有者、森林管理署並びに森林所有者等が連携し、森林施業の共同化、林業担い手の育成・確保、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期的展望にたった林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進する。

なお、持続可能な森林経営を推進するため、森林経営に消極的な小規模森林所有者や不在村森林所有者等について、森林の施業や経営の委託に関する情報提供や普及啓発活動などを積極的に行い、意欲のある林業事業体等への施業の長期委託を進める。



## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能の発揮、平均伐採齢及び森林の構成等を勘案して、下表のとおりとする。

なお、下表の標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標や制限林の伐採限度として用いられるものであり、当該林齢に達した時点での立木の伐採を促すためものではない。

#### 【主要樹種ごとの標準伐期齢】

地 域	樹 種（年）					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クスギ	その他広葉樹
全 域	35	40	30	40	10	20

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、立地条件、既往の施業体系等を勘案して行う。

立木の伐採のうち主伐について、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法について、以下に示す皆伐または択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び下流域の人家等への影響など公益的機能の確保の必要性等も考慮して、1箇所当たりの伐採面積を設定するものとし、伐採に制限がない森林であっても、皆伐面積を10ha以下とすることが望ましい。併せて伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地の適確な更新を図ることとする。

また、表土の流出を防止するため必要に応じて柵工等を設けるものとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・带状または樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採とする。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保護等に努める。

イ 森林の公益的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度（20m）の幅を確保する。

ウ 伐採後の確実な更新を図るため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、落石等の防止、台風害等の各種被害の防止、風致景観の維持を図るため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

### 3 その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、事前に周辺住民への説明等の配慮を十分に行うものとする。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。特に採算性が見込める人工林伐採跡地については、再造林を進めることとする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の主要樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然条件、造林種苗の需給動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等を勘案して、下表のとおりとする。

また、スギについては、成長が早く、花粉が少ないなどの特性をもった花粉症対策苗木や特定母樹等の使用に努めることとする。

さらに、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員または市林務担当部局等と相談のうえ、適切な樹種を選択するものとする。

#### 【人工造林の対象樹種】

区 分	樹 種 名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、その他有用樹種	

## (2) 人工造林の標準的な方法

### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、森林の確実な更新を図ることのできる本数とし、下表のとおりとする。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽については、「複層林施業の要点（平成16年10月鹿児島県林務水産部作成）」を参考にするとともに、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

ただし、下表で定められた植栽本数の上限・下限を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員または市林務担当部局等と相談のうえ、適切な植栽本数を判断するものとする。なお、保安林で指定施業要件が定められている場合はこの限りではない。

#### 【人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数】

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	疎仕立て	1,500	
	中仕立て	2,000～3,000	
ヒノキ	疎仕立て	1,500	
	中仕立て	2,000～3,000	
クヌギ	疎仕立て	1,500	
	中仕立て	2,000～3,000	
	密仕立て	4,000	

### イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法について、下表のとおりとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	雑草木の地被物を全面的に刈り払い、植え付け場所の両側に筋状に整理する。 筋の方向は、緩傾斜の場合は等高線状に、急傾斜の場合は傾斜の方向に整理する。 ただし、シカの食害の恐れのある箇所については、植栽地の外縁部に高さおおむね1 m以内で枝条等を整理できるものとする。
植付けの方法	植え穴をおおむね30～40cm四方、深さ30cm程度とし、苗木の根をよくほぐして丁寧に植える。
植栽の時期	早春の樹木が成長を始める前を基準とし、気象や苗木の生理的条件を重視し決定する。 また、可能な限りコンテナ苗を利用し、植栽時期の平準化を図る。

## (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、皆伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の

初日から起算して5年を超えない期間に植栽するものとする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件も踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うこととする。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象とする樹種は、地域における既往の有用広葉樹を主体に将来高木となりうる樹種（以下「更新対象樹種」という。）を対象とする。

なお、天然更新の対象樹種について、下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	アカカシ、クヌギ、カシ類、シシ類等の更新対象樹種 その他詳細については、「鹿児島県天然更新完了基準（平成19年8月鹿児島県林務水産部作成）」による。
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、クスノキ、カシ類、シシ類等

### (2) 天然更新の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数並びに天然更新補助作業について以下のとおり定める。

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数として下表のとおりとする。

単位：本/ha

樹種	期待成立本数	天然更新すべき立木の本数
2(1)の天然更新の対象樹種	6,000	2,000

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法について、下表のとおりとする。

区分	標準的な方法
地表処理	天然下種更新が阻害されている箇所については、種子の確実な定着と発芽を促すため、掻き起こしや枝条処理を行う。
刈り出し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、被圧による更新の阻害等を防ぐため、幼稚樹の周囲を刈り払う。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込む。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況から必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外はかきとる。

#### ウ その他天然更新の方法

更新が未了と判断された場合は、速やかに植栽や追加的な更新補助作業を行う。

また、天然更新完了の判断基準については、「鹿児島県天然更新完了基準（平成 19 年 8 月鹿児島県林務水産部作成）」に基づき更新調査を行い、更新対象樹種の稚樹、幼樹、ぼう芽枝等のうち、樹高が 0.5m 以上、ha 当たりの密度が 2,000 本以上確認された場合に更新完了とする。

なお、保安林等の制限林については、その制限に定める施業要件に従い植栽を行うものとする。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に天然更新を図るものとする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。ただし、IV の 1 の保健機能森林の区域内であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

特になし。

## 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

### (1) 造林の対象樹種

#### ア 人工造林の場合

1 の(1)によるものとする。

#### イ 天然更新の場合

2 の(1)によるものとする。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地での植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を 6,000 本とする。

## 5 その他必要な事項

造林に当たっては、次の事項に留意し、森林施業を行うとともに、造林の推進に努めるものとする。

ア 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地ごしらえを行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意する。

イ 伐採跡地や未立木地については、林地を保全するため植栽等により確実に更新を図る。

ウ シカ等による食害の恐れがある地域については、造林樹種の選定にあたり、嗜好性の低い樹種を検討し、併せて鳥獣被害防護柵等を設置するなど、造林後の食害防止に努めるものとする。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐については、植栽木の生育が進み、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとする。

間伐の実施にあたっては、「鹿児島県育林技術指針（平成18年11月鹿児島県林務水産部作成）」に基づき、森林の現況及び経営手法並びに生産目標に応じて開始時期、間伐方法、間伐率等を定め行うものとする。

なお、「スギ・ヒノキ人工林育林管理システム（平成18年11月鹿児島県林務水産部作成）」より一定の条件で算出した間伐の時期を目安として下表のとおり示す。

#### 【間伐のシミュレーション】

樹種	区分	間伐時期				標準的な方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	見込林齢(年)	18	25	36	53	・間伐の方法について以下のとおりとする。 初回：曲がり木、被圧木、被害木等を伐採する。 2回目以降：残存木の均質化、配置に重点を置く。
	樹高(m)	10.4	12.8	16.1	20.1	
	間伐率(%)	27	26	26	27	
	残存本数	1,971	1,459	1,080	789	
ヒノキ	見込林齢(年)	22	34	48		
	樹高(m)	9.5	12.6	15.7		
	間伐率(%)	27	28	26		
	残存本数	1,971	1,420	1,051		

（注1）シミュレーションは、次の条件で実施した。①地位は中、②長伐期施業、③収量比数0.8程度の林分を0.7程度まで落とす、④間伐率は25～30%、⑤初回間伐前の本数は2,700本、⑥木取り方法を勘案し間伐時期を補正。

#### 2 保育の種類別の標準的な方法

実施にあたっては、「鹿児島県育林技術指針」を目安とするが、画一的に行うことなく、局部的気象条件、植生の繁茂状況等及び林木の競合状態に応じて、実施時期及び方法を定め実施する。

#### 【保育の種類別の標準的な方法】

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数				標準的な方法
		1～5	6～10	11～15	16～20	
下刈り	スギ	年1回				下記のとおり
つる切り	ヒノキ		2回			
除伐	マツ			1～2回		

枝打ち	クヌギ その他有用広葉樹		1回	
-----	-----------------	--	----	--

下刈り : 植栽木の速やかで健全な成長を確保するために、周囲の雑草木類を刈り払うものであり、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法を選定して行う。また、一般的には造林木の高さが雑草木類の最多葉層高の1.5倍以上になるまで実施する。通常年1回、7～8月頃実施するが、雑草木類の繁茂が著しく造林木の成長に悪影響を及ぼすような場合（特に2年目、3年目）には、6月から9月にかけて2回刈りを行う。

つる切り : 植栽木へのつる類の巻きつきや覆いかぶさりによる幹折れや幹曲がりを防ぐことを目的として行うものである。つる類の繁茂状況に応じて実施するが、下刈りが終わってから除伐までの間に2回程度実施するのが一般的で、実施は、根茎の貯蔵養分が少なくなる6～7月頃が適期である。また、つる切りの方法としては、切り離し、掘り取り、薬剤処理などがある。

除 伐 : 下刈り終了後の林冠がうっ閉する前の森林において、植栽木と競合する他の樹木を除去し、植栽木の健全で速やかな成長を促す作業である。なお、目的外樹種であっても、その成育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用な樹木は保存し育成しても差し支えない。  
除伐は、10～15年生くらいの間に1回ないし2回実施する。  
1回目・・・樹冠がうっ閉し始めた頃、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種を除去  
2回目・・・1回目から3～5年経過後、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種のほか、収穫予定木以外の主林木の一部を除去

枝打ち : 無節性の高い優良材の生産を目的として、植栽木の生育過程において下方の不要な枝を切り落とす作業である。また、幹形を修正して完満な材の育成、複層林等における林内光環境の改善、病虫害の予防・被害軽減の二次的な効果もある。  
実施に当たっては、材としての生産目的を考慮し、製品表面に節が出ないよう適期に繰り返し行うことが肝要で、生育期は樹皮が剥げやすく材に変色が発生するため4～10月は避け、11月～3月の生育休止期に行う。  
なお、詳細については、「枝打ち技術指針（昭和56年3月鹿児島県林務部作成）」を参照することとする。

### 3. その他必要な事項

間伐が十分に実施されていない森林については、台風等の風害の防止に留意し、弱度の間伐率の間伐を繰り返し実施することとする。

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能の高度発揮が求められ、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情から見て、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を「公益的機能別施業森林」とする。

また、林木の生育が良好で、木材として利用するうえで良好な樹木により構成されている森林であって、林道等の基盤整備が適切に行われている森林の区域については、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複も可とし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定める。

保安林及び自然公園など法令により立木の伐採に制限がある森林については、その森林ごとに制限に沿った施業を行う。

##### (1) 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

###### ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防止保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺部の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

###### イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び分散を図ることとする。

なお、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2により定める。

【森林の伐期齢の下限】

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広
始良市	年	年	年	年	年	年
全城	45	50	40	50	20	30

##### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

###### ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林の区域を別表1により定める。



① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等の森林または山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能・土壌保全機能が高い森林等

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理または片理が著しく進んだ箇所、破砕帯または断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、岩礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

防風保安林、市民の日常生活に密接な関わりを持ち粉塵等の影響を緩和する森林、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）

保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林、原生的な生態系など属地的に生物多様性保全に不可欠な森林等

具体的には、湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のために必要な森林等

ただし、生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱等により時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ、発揮される機能であることから、原生的な森林生態系等属地的に発揮されるものを除き、区域設定は行わない。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
該当なし。

## イ 施業の方法

施業の方法として、以下のとおり定める。

### ① 山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

### ② 快適環境形成機能維持増進森林

風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

### ③ 保健文化機能維持増進森林

憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を行うこととし、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

また、上記①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めるものとし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において、これらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を以下のとおりとするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、上記①から③に掲げる森林の区域のうち、以下の伐期齢の下限に従った森林施業及びその他の森林施業を推進すべきものを別表2に定める。

#### 【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広
始良市	年 70	年 80	年 60	年 80	年 20	年 40

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域（木材等生産機能維持増進森林）及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る施業を推進すべき森林を別表1により定める。

なお、シイタケ原木用として利用するクヌギ林及び始良市部分林条例に基づき契約し

ている部分林について、別表3及び別表4により別に定める。

また、区域内において公益的機能別森林と重複する場合には、それぞれの機能の發揮に支障がないように留意し設定を行う。

## (2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

## 3 その他必要な事項

### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、不在村森林所有者に対しては、市及び森林組合などの林業事業体がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させるとともに、林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参加を促す。

### (2) その他

特になし。

【別表1】

区分	森林の区域		面積 (ha)
水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	加治木	1～41 43～47 ※別表3の森林は除く	2300.79
	始良	1～93、95～113 ※別表3及び別表4の森林は除く	6394.49
	蒲生	1～91 ※別表3及び別表4の森林は除く	5474.05
	計		14169.33
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	加治木	002-カ-015 002-カ-017 002-キ-001-7～オ 002-ク-003 003-ツ-001 003-ツ-002 004-オ-050 004-オ-053 004-オ-057 004-オ-065 004-オ-066 005-ケ-063 007-7-027 007-エ-033 007-エ-034 007-エ-041 007-エ-042 007-エ-043 007-エ-044 007-エ-045 007-エ-046 007-エ-047 007-エ-048-A～G 007-エ-049 012-7-019 012-7-020 012-7-021 012-7-022 013-7-028 015-ウ-006 021-エ-008 021-エ-009 022-エ-037 022-エ-055 022-エ-056 023-カ-021 023-キ-016 023-キ-017 023-キ-019 023-キ-022 023-キ-023 023-キ-024 023-キ-025 023-キ-026 023-キ-027 023-ク-001 023-ク-016 023-ク-018 023-ク-019 023-ク-020 023-ク-021 023-ク-027 023-ク-028 024-オ-002 024-オ-004 024-カ-003 026-サ-014 026-サ-015 026-サ-016 026-サ-017 026-サ-018 027-7-007 027-イ-008 027-イ-010 027-イ-028 029-イ-002 030-7-012 030-7-014 030-7-018 030-7-020 030-7-021 033-イ-022 033-コ-038 033-コ-039 033-コ-042 033-コ-043 035-ウ-004 035-シ-017 035-シ-019-ア～イ 035-シ-020 038-ウ-068 038-ウ-069 038-オ-014 038-オ-015 041-7-011 041-オ-012 041-オ-015 041-オ-017 041-カ-004 041-カ-005 041-カ-012 041-カ-013 045-キ-008	19.32

	<p>始良</p> <p>002-イ-010-ア～ウ 005-ウ-009 005-ウ-014 008-ウ-011  010-イ-018-ア～イ 024-ア-004-ア～ウ 024-ウ-055-ア～ウ  027-カ-003-ア～ウ 037-オ-022-ア～イ 037-オ-023 040-ア  -021-ア～イ 040-ア-041 040-ア-042 040-ア-043 040-エ  -005 040-エ-007-ア 040-エ-007-ウ 040-エ-010-ア～イ  040-エ-011-ア～イ 041-ア-008-ア～イ 041-ア-009 055-イ  -020-ア～ウ 060-エ-005-イ 060-エ-006 060-エ-018-ア～イ  074-チ-039-ア～イ 074-チ-040 074-チ-041 076-キ-061  076-キ-062 076-キ-063 076-キ-067 076-キ-068-ア～イ  076-キ-069 076-キ-070-ア～イ 076-キ-072 077-ア-022-ア～  イ 077-ア-023 077-ア-024 078-ア-005 078-ア-010-ア～イ  078-ア-011-ア～イ 078-ア-012 080-イ-003-ア 080-イ-005-ア  ～オ 080-イ-013-イ 080-イ-014-ア 081-エ-017-ア～イ 081-  エ-018 083-オ-018-ア～エ 083-オ-019 083-オ-041 086-キ  -010-ア～ウ 086-キ-011-ア～エ 086-ク-001-ア～ウ 086-ク  -003 086-ク-004 086-ク-001-ア～イ 086-ク-005-ア～エ  086-ク-006 086-シ-002-ア 087-エ-007 087-エ-008 087-エ  -009-イ 087-エ-014-ア～イ 087-エ-022-ア～ウ 087-エ-029  088-ア-001-ア～ウ 088-ウ-001-ア～イ 089-カ-016</p>	10.9
	<p>蒲生</p> <p>002-イ-002 002-イ-003 004-ア-003 004-ア-022 005-ア  -001 005-ア-002 005-ア-003 005-ア-004 005-ア-005-ア  ～イ 018-オ-005 018-オ-010-ア～エ 018-オ-011-ア～ウ  027-ア-009 027-ア-010 027-ウ-009 036-カ-026-ア～オ  046-イ-017-ア～イ 054-キ-012 055-イ-001 055-イ-005  056-エ-033 060-エ-025 060-エ-033 060-オ-001-ア～イ  060-オ-009-ア～イ 060-オ-010-ア～イ 060-カ-010 060-カ  -012 060-カ-013 060-カ-014-イ 060-カ-016 060-カ-017  060-カ-020-ア～イ 062-ウ-035 062-ウ-052 063-エ-022  063-エ-023-ア～イ 065-ア-001 065-ア-002-ア～イ 065-ア  -006-ア～イ 065-ア-017 065-ア-018-ア～イ 065-イ-013  065-イ-014 065-イ-016 069-エ-030 069-エ-033 069-エ  -034 069-エ-035 069-エ-036 073-イ-022 073-イ-023  073-オ-023 073-カ-028 074-キ-046 074-キ-047 084-ウ  -009 084-ウ-020 084-ウ-022 084-ク-010 084-ク-011  084-ク-013 084-コ-011-ア～ウ 085-コ-010</p>	10.8
	計	41.02
快適な環境の形	加 該当なし	—

成の機能の維持 増進を図るため の森林施業を推 進すべき森林	治 木		
	始 良	110-7-002-ウ～オ 110-7-003-ア～イ 110-7-004-ア～イ 110-イ-003 110-イ-004 110-イ-005 110-イ-006 110-イ -007 110-イ-008-ア～イ	1.57
	灌 生	該当なし	—
	計		1.57
保健文化機能の 維持増進を図る ための森林施業 を推進すべき森 林	加 治 木	024-カ-001 024-キ-003 024-キ-056 024-キ-058	2.67
	始 良	025-イ-067 027-エ-024 028-ア-002 028-ア-009-ア～ウ 028-ア-010 028-ア-013-ア～イ 028-ア-014-ア～ウ 028-ア -024 028-ア-025-ア～ウ 028-ア-026 028-ア-027-ア～イ 028-ア-028-ア～エ 028-ア-029-ア～オ 028-ア-030 028-ア -031 028-ア-034 028-ア-035 028-ア-036-ア～オ 028-ア -037-ア～イ 028-ア-038 028-ア-039 028-ア-040 028-ア -041-ア～イ 028-ア-042-イ 028-イ-002 028-イ-007 028-イ -008 028-イ-010-ア～エ 028-イ-011-ア～イ 028-イ-013-ア～ イ 028-イ-015 028-イ-016 028-イ-017 028-イ-018 028-イ-034-ア～ウ 028-イ-035 041-オ-048-イ 044-ア-003-ア 048-ア-002 048-ア-003-ア～ウ 048-ア-004-ア～ウ 048-ア -005-ア～イ 048-ア-006 048-ア-007 048-ア-008-ア～イ 048-ア-010 048-ア-011 048-ア-012-ア～ウ 048-ア-013 048-ア-015-ア～イ 048-ア-019-ア～イ 048-ア-026 048-ア -027-ア～ウ 048-ア-028-ア～イ 048-ア-030 048-ア-032-ア～ イ 048-ア-033-ア～ウ 048-ア-034-ア～カ 048-ア-035 048-ア -036 048-ア-037-ア～イ 048-ア-038-ア～ウ 048-ア-039 048-ア-040-ア～イ 048-ア-041 048-ア-042-ア～イ 048-ア -043 048-ア-044 048-ア-045 048-ア-046-ア～イ 048-ア -047 048-ア-048 048-ア-049 048-ア-050-ア～イ 048-ア -051-ア～オ 048-ア-052-ア～ウ 048-ア-053-ア～イ 048-ア -054 048-ア-055-ア～イ 048-ア-056-ア～ウ 048-ア-058-ア～ イ 048-ア-060 048-ア-061 048-ア-062 048-ア-063 048- ア-067 048-ア-068-ウ 048-ア-070 048-ア-071-A 048-ア -075-ア～イ 048-ア-086-ア 048-ア-087-ア 048-ア-089-ア～オ 048-ア-090 048-ア-092 048-ア-093-ア～イ 048-ア-094-ア～	164.49

		イ 048-ア-095 048-ア-104-ア～オ 048-ア-105-ア～ウ 048-ア-106-ア～イ 048-ア-108 048-ア-109 048-ア-110 048-ア-112-ア～イ 048-ア-113 048-ア-114 048-ア-115 110-ア-002-ア～オ 110-ア-004-ア 110-イ-003 110-イ-004 110-イ-005 110-イ-006 110-イ-007 110-イ-008-ア～イ 111-ア-003-ア～イ 111-ア-005-ア 112-ウ-001 112-ウ-005-ア～イ 112-ウ-009-ア 112-ウ-014-ア～ウ 112-ウ-018 112-ウ-019 112-ウ-020 112-ウ-025 112-ウ-029-ウ 112-ウ-031 112-ウ-035 113-ア-001 113-ア-002 113-ア-003 113-ア-012	
	蒲生	033-ア-005-ア～ウ 033-イ-011 033-イ-018 034-ア-001-ア～エ 034-ア-002 034-ア-003 034-ア-004 034-ア-005 034-ア-006 034-ア-007 034-ア-008 034-ア-009-ア～ウ 034-ア-010-ア～ウ 034-ア-011-ア～イ 034-ア-012 036-キ-022 036-キ-030 036-キ-031-ア～イ	76.93
	計		206.87
木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	加治木	001-エ-019 3～5 7～16 19～26 30～33 37 40 及び別表3	1546.42
	始良	1～9 11～66 69～70 73 75～85 91～93 98～112 及び別表3並びに別表4	5374.56
	蒲生	2 4 8 12～15 18～35 37～49 53～75 79～80 82 86～90 及び別表3並びに別表4	4413.57
	計		11334.55
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	加治木	023-ア-001 023-ア-008 023-ア-010 023-ア-011 023-ア-012 023-ア-013 023-ア-014 023-ア-015 023-ア-016 023-ア-017 023-ア-018 023-ア-019 023-ア-020 023-ア-021 023-ア-024 023-ア-025 023-ア-026 023-ア-028 023-ア-006 023-ア-010 023-ア-012 023-ア-013 023-ア-015 023-ア-016 023-ア-017 023-ア-018 023-ア-019 023-ア-020 023-ア-021 023-ア-022 023-ア-023 023-ア-025 023-ア-027 023-ア-028	3.59
	始良	099-ア-009-イ 099-ア-009-オ 099-ア-009-カ～ケ 099-ア-012-ア 100-オ-001-ウ～ク 101-イ-004-ア～イ 101-イ-004-エ～オ 101-イ-004-シ～チ 101-イ-013-ク～ケ 101-イ-013-サ～チ 101-イ-52-ア～イ	35.47
	蒲生	該当なし	

	計		39.06
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	加治木	該当なし	—
	始良	該当なし	—
	蒲生	該当なし	—
	計		—



【別表2】

区分	施業方法	森林の区域				面積 (ha)
水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期延長を推進すべき森林 ※別表3の森林は除く ※1	加	1～41			
		治	43～47			2258.30
		始	1～93			
		良	95～113			6014.27
		計				5060.36
長伐期施業を推進すべき森林 ※2	※1	加	031-7-002-7 031-4-046 031-ウ-018 031-4-005			
		治	032-7-005 032-7-019-7～カ 032-4-025 032-4-044 032-ウ-011 033-7-013			35.10
		始	003-エ-038 003-エ-041 012-7-141 012-7-142 016-キ-011-7 016-キ-033-7～イ 021-ウ-012-7～イ 021-ウ-014-7～イ 021-ウ-014-7～イ 021-ウ-031-7～イ 021-ウ-031-エ 021-ウ-034 021-ウ-035 021-ウ-041-7～イ 021-ウ-043-7～イ 022-7-021-7～イ 022-7-024 022-7-029 022-7-030-7～イ 022-7-031 022-7-032 022-7-033 022-7-038 022-7-039 022-7-039 022-7-040 022-4-002 022-4-015 022-4-024-7～イ 022-4-026-7～イ 022-4-033-7～イ 022-4-062-7～ウ 022-エ-022-7～カ 022-エ-023-7～イ 022-エ-026 022-エ-033-7～イ 022-エ-037-7～イ 022-エ-052 022-エ-053-7～ウ 024-ウ-011 024-ウ-015 024-ウ-042-7～イ 024-ウ-043 024-ウ-049-7～イ 024-ウ-050-7～イ 028-ウ-023 028-ウ-033-7 028-ウ-034-7～イ 028-ウ-036-7 035-ウ-002-ウ 081-7-029-7～ウ 081-7-037-7～イ 082-ウ-007-7～イ 098-エ-009-7～ウ 100-4-001-7～イ 100-4-002-7～イ 100-4-003 100-4-004-7 100-ウ-006-7～ウ 101-4-013-エ～オ 101-4-013-7～コ 101-4-013-7～ク 105-ウ-002 105-ウ-003-7 105-ウ-011-7			79.9
蒲	002-エ-039-7 002-エ-041 002-ケ-027-7～オ 002-ケ-028-7～オ 004-7-026-7～イ 004-7-033 004-7-034 004-7-035 004-7-036 004-7-037-7～イ			161.52		

		004-イ-001-サ 004-イ-001-ス 004-イ-001-テ 004-イ -031-イ 004-イ-044 004-オ-033-フ 004-オ-037 004-オ-038 004-オ-045 004-オ-052 012-オ-001-イ 012-オ-002 012-オ-007-フ〜エ 012-オ-008 013-フ -003 013-フ-012 013-フ-014 013-フ-015 013-フ -017 013-フ-018 013-フ-019 013-フ-020 015-フ -007-オ〜カ 015-フ-009-イ〜ウ 015-フ-012 015-フ -028-シ 016-フ-018-イ 018-イ-043 023-フ-002-フ 〜リ 031-フ-001-フ〜ク 031-フ-003 031-イ-001-フ 〜ク 031-エ-001-フ〜ウ 031-エ-001-コ〜セ 037-オ -001-フ〜ケ 038-フ-001-フ 038-オ-003 038-オ-008 040-イ-004 040-イ-007 041-フ-021 041-フ-022-フ 〜ウ 041-イ-004-フ 041-イ-004-セ 041-イ-004-ツ〜 テ 041-イ-007-カ 041-イ-007-ク 041-エ-010 041- エ-016-シ〜ヲ 043-イ-003 043-イ-005 046-フ-003 049-カ-003 049-カ-007 049-カ-014 066-キ-010 066-ケ-013 070-フ-014 070-フ-015 070-フ-016 070-フ-017 070-フ-018 070-フ-019 074-イ-017 074-イ-018-イ〜エ 074-イ-018-カ〜ク 074-イ-018-コ 〜シ 074-イ-019-イ 074-イ-020 074-イ-021 074- イ-022 074-イ-049 074-イ-051 074-イ-052 080- エ-014 080-オ-001 080-オ-002 080-オ-003-フ〜イ 080-オ-004 080-オ-005-フ〜イ 080-オ-006 080-オ -011 080-オ-012 080-オ-013 080-オ-014 080-オ -015 082-カ-001 086-イ-018-イ 086-イ-020-イ 086-ウ-074 086-ウ-099 086-ウ-100 086-エ-006-フ 〜ウ 086-エ-012 086-エ-013 086-エ-014 087-フ -001-ウ 087-フ-001-ス 087-フ-002 087-イ-001 087-イ-003-エ〜カ 087-イ-005-エ 087-イ-007-イ 087-イ-007-オ 087-エ-018-フ 087-カ-002 087-カ -020-イ 088-フ-001-エ 088-イ-002-フ〜イ 088-イ -004 088-ウ-005-カ〜キ 088-カ-001 088-カ-002 088-カ-003 089-フ-001-フ 089-フ-001-ウ 089-フ -001-カ 089-イ-001-フ〜イ 089-イ-002 089-ウ -001-フ 089-エ-001-フ〜ウ 089-エ-037-ウ 089-エ -050 089-オ-002-イ〜オ 089-カ-033-エ 089-カ -033-キ 089-キ-001-ウ〜エ 089-ク-001-ウ〜エ 089- ク-003-イ 090-フ-012-キ 090-イ-024-ク 090-イ
--	--	---

		-024-# 090-コ-003 090-コ-004 090-コ-005 090-コ-012 090-コ-013	
	加 治 木	014-オ-003 014-オ-004	16.19
長伐期施業 を推進すべ き森林  ※3	始 良	005-エ-006-7 006-エ-027 007-7-025-7~ウ 007- 7-033-オ 007-7-037 007-7-039-7~オ 007-7 -040-7~イ 007-7-048-7~イ 007-7-089-ケ 007- イ-017-7~エ 011-7-008 013-イ-013-7 013-イ -015 013-イ-016 031-7-009-7~イ 031-7-010 031-7-011 031-7-012 031-7-022 031-7-023 031-7-026-7 031-7-034-7~イ 032-7-007-7~カ 032-7-022 034-7-002-7~# 034-7-003 034-イ -004 034-イ-006 034-イ-011 034-イ-013-7 034-イ-014-イ 035-7-005-シ 035-7-013-7~イ 035-7-015 035-7-016-7~イ 035-イ-007-7~ウ 036-イ-008-7~ウ 036-イ-009 036-イ-010-7~イ 036-イ-011-7 037-ウ-006 037-ウ-007 037-ウ -019-イ 037-ウ-021-7~イ 037-ウ-023-7~イ 037- ウ-028 037-ウ-029 040-ウ-006-7~イ 040-ウ-012 042-イ-033-キ 043-7-010-オ 043-7-026-イ 045-イ -013-カ~キ 045-イ-020-7~イ 49-イ-001-7~# 050-7-001-! 050-7-001-# 050-7-001-* 050- 7-001-e 050-7-001-f 050-7-001-g 050-7 -001-j 050-7-001-q 050-7-001-v 050-7-001- ナ~ニ 050-7-001-ハ 050-7-001-ハ 050-7-001-ム 050-7-001-ト 050-7-001-ユ 054-7-020-7 054-イ -032-7~ウ 055-イ-030-7 055-イ-030-オ~セ 056-7-061-7~ウ 056-7-063 056-7-095-7~カ 057-7-006-7~7 057-7-015 057-7-036-7~ケ 058-ウ-009 058-ウ-012-7~イ 058-エ-005-7 058- エ-017-7~ウ 058-エ-039-7~イ 058-オ-017 061-7 -017-7~イ 066-7-059 066-イ-029-7~ケ 066-イ -037-7~エ 069-イ-018-7~オ 082-ウ-007-7~イ	262.11
	蒲 生	019-7-022-イ~コ 021-イ-005-カ 021-イ-038 021- オ-004-7~キ 021-カ-031-7~イ 021-カ-031-エ 024-7-001-7~イ 024-イ-002-7~イ 026-7-023-7	165.86

			～サ 028-エ-048-イ 028-カ-002-ケ 028-カ-002-サ～ ス 028-カ-003-イ 028-キ-054-イ～ウ 029-ウ-002 029-ウ-008-オ 030-ア-002-ア～エ 030-ウ-042-ア～イ 030-ウ-044-ア～エ 033-イ-006-ア～オ 035-イ-003 042-ウ-011 044-ア-001-ア～シ 044-ウ-008-ア～イ 047-オ-003-カ～キ 047-オ-013-ウ 057-ア-010 063- カ-001-シ	
		計		622.53
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 ※3	加 治 木	山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林 002-カ-015 002-カ-017 002-キ-001-ア～オ 002-ク -003 003-ア-001 003-ア-002 004-オ-050 004-オ -053 004-オ-057 004-オ-065 004-オ-066 005-ケ -063 007-ア-027 007-エ-033 007-エ-034 007-エ -041 007-エ-042 007-エ-043 007-エ-044 007-エ -045 007-エ-046 007-エ-047 007-エ-048-Α～G 007-エ-049 012-ア-019 012-ア-020 012-ア-021 012-ア-022 013-ア-028 015-ウ-006 021-エ-008 021-エ-009 022-エ-037 022-エ-055 022-エ-056 023-カ-021 023-キ-016 023-キ-017 023-キ-019 023-キ-022 023-キ-023 023-キ-024 023-キ-025 023-キ-026 023-キ-027 023-ク-001 023-ク-016 023-ク-018 023-ク-019 023-ク-020 023-ク-021 023-ク-027 023-ク-028 024-オ-002 024-オ-004 024-カ-003 026-サ-014 026-サ-015 026-サ-016 026-サ-017 026-サ-018 027-ア-007 027-イ-008 027-イ-010 027-イ-028 029-イ-002 030-ア-012 030-ア-014 030-ア-018 030-ア-020 030-ア-021 033-イ-022 033-コ-038 033-コ-039 033-コ-042 033-コ-043 035-ウ-004 035-シ-017 035-シ-019-ア ～イ 035-シ-020 038-ウ-068 038-ウ-069 038-オ -014 038-オ-015 041-ア-011 041-オ-012 041-オ -015 041-オ-017 041-カ-004 041-カ-005 041-カ -012 041-カ-013 045-キ-008 保健機能維持増進森林 024-カ-001 024-キ-003 024-キ-056 024-キ-058	21.99
		始 良	山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林 002-イ-010-ア～ウ 005-ウ-009 005-ウ-014 008-ウ	187.92

		<p>-011 010-イ-018-ア～イ 024-ア-004-ア～ウ 024-ウ  -055-ア～ウ 027-カ-003-ア～ウ 037-オ-022-ア～イ  037-オ-023 040-ア-021-ア～イ 040-ア-041 040-ア  -042 040-ア-043 040-エ-005 040-エ-007-ア  040-エ-007-ウ 040-エ-010-ア～イ 040-エ-011-ア～イ  041-ア-008-ア～イ 041-ア-009 055-イ-020-ア～ウ  060-エ-005-イ 060-エ-006 060-エ-018-ア～イ  074-チ-039-ア～イ 074-チ-040 074-チ-041 076-キ  -061 076-キ-062 076-キ-063 076-キ-067 076-キ  -068-ア～イ 076-キ-069 076-キ-070-ア～イ 076-キ  -072 077-ア-022-ア～イ 077-ア-023 077-ア-024  078-ア-005 078-ア-010-ア～イ 078-ア-011-ア～イ  078-ア-012 080-イ-003-ア 080-イ-005-ア～オ 080-  イ-013-イ 080-イ-014-ア 081-エ-017-ア～イ 081-エ  -018 083-オ-018-ア～エ 083-オ-019 083-オ-041  086-キ-010-ア～ウ 086-キ-011-ア～エ 086-ク-001-ア  ～ウ 086-ク-003 086-ク-004 086-ク-001-ア～イ  086-ク-005-ア～エ 086-ク-006 086-ク-002-ア 087-  エ-007 087-エ-008 087-エ-009-イ 087-エ-014-ア～  イ 087-エ-022-ア～ウ 087-エ-029 088-ア-001-ア～ウ  088-ク-001-ア～イ 089-カ-016</p> <p>快適環境形成機能維持増進森林</p> <p>110-ア-002-ウ～オ 110-ア-003-ア～イ 110-ア-004-ア  ～イ 110-イ-003 110-イ-004 110-イ-005 110-イ  -006 110-イ-007 110-イ-008-ア～イ</p> <p>保健機能維持増進森林</p> <p>025-イ-067 027-エ-024 028-ア-002 028-ア-009-ア  ～ウ 028-ア-010 028-ア-013-ア～イ 028-ア-014-ア  ～ウ 028-ア-024 028-ア-025-ア～ウ 028-ア-026  028-ア-027-ア～イ 028-ア-028-ア～エ 028-ア-029-ア  ～オ 028-ア-030 028-ア-031 028-ア-034 028-ア  -035 028-ア-036-ア～オ 028-ア-037-ア～イ 028-ア  -038 028-ア-039 028-ア-040 028-ア-041-ア～イ  028-ア-042-イ 028-イ-002 028-イ-007 028-イ-008  028-イ-010-ア～エ 028-イ-011-ア～イ 028-イ-013-ア  ～イ 028-イ-015 028-イ-016 028-イ-017 028-イ  -018 028-イ-034-ア～ウ 028-イ-035 041-オ  -048-イ 044-ア-003-ア 048-ア-002 048-ア-003-ア</p>
--	--	--

		<p>       ～ウ 048-7-004-7～ウ 048-7-005-7～イ 048-7-006 048-7-007 048-7-008-7～イ 048-7-010 048-7-011 048-7-012-7～ウ 048-7-013 048-7-015-7～イ 048-7-019-7～イ 048-7-026 048-7-027-7～ウ 048-7-028-7～イ 048-7-030 048-7-032-7～イ 048-7-033-7～ウ 048-7-034-7～カ 048-7-035 048-7-036 048-7-037-7～イ 048-7-038-7～ウ 048-7-039 048-7-040-7～イ 048-7-041 048-7-042-7～イ 048-7-043 048-7-044 048-7-045 048-7-046-7～イ 048-7-047 048-7-048 048-7-049 048-7-050-7～イ 048-7-051-7～オ 048-7-052-7～ウ 048-7-053-7～イ 048-7-054 048-7-055-7～イ 048-7-056-7～ウ 048-7-058-7～イ 048-7-060 048-7-061 048-7-062 048-7-063 048-7-067 048-7-068-ウ 048-7-070 048-7-071-A 048-7-075-7～イ 048-7-086-7 048-7-087-7 048-7-089-7～オ 048-7-090 048-7-092 048-7-093-7～イ 048-7-094-7～イ 048-7-095 048-7-104-7～オ 048-7-105-7～ウ 048-7-106-7～イ 048-7-108 048-7-109 048-7-110 048-7-112-7～イ 048-7-113 048-7-114 048-7-115 110-7-002-7～オ 110-7-004-7 110-イ-003 110-イ-004 110-イ-005 110-イ-006 110-イ-007 110-イ-008-7～イ 111-7-003-7～イ 111-7-005-7 112-ウ-001 112-ウ-005-7～イ 112-ウ-009-7 112-ウ-014-7～ウ 112-ウ-018 112-ウ-019 112-ウ-020 112-ウ-025 112-ウ-029-ウ 112-ウ-031 112-ウ-035 113-7-001 113-7-002 113-7-003 113-7-012     </p>	
	<p>       蒲 生     </p>	<p>       山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林        002-イ-002 002-イ-003 004-7-003 004-7-022 005-7-001 005-7-002 005-7-003 005-7-004 005-7-005-7～イ 018-オ-005 018-オ-010-7～エ 018-オ-011-7～ウ 027-7-009 027-7-010 027-ウ-009 036-カ-026-7～オ 046-イ-017-7～イ 054-キ-012 055-イ-001 055-イ-005 056-エ-033 060-エ-025 060-エ-033 060-オ-001-7～イ 060-オ-009-7～イ 060-オ-010-7～イ 060-カ-010 060-カ-012     </p>	<p>87.73</p>

		060-カ-013 060-カ-014-イ 060-カ-016 060-カ-017 060-カ-020-7~イ 062-ウ-035 062-ウ-052 063-エ -022 063-エ-023-7~イ 065-7-001 065-7-002-7 ~イ 065-7-006-7~イ 065-7-017 065-7-018-7 ~イ 065-イ-013 065-イ-014 065-イ-016 069-エ -030 069-エ-033 069-エ-034 069-エ-035 069-エ -036 073-イ-022 073-イ-023 073-オ-023 073-カ -028 074-キ-046 074-キ-047 084-ウ-009 084-ウ -020 084-ウ-022 084-ク-010 084-ク-011 084-ク -013 084-コ-011-7~ウ 085-ウ-010 保健機能維持増進森林 033-7-005-7~ウ 033-イ-011 033-イ-018 034-7 -001-7~ム 034-7-002 034-7-003 034-7-004 034-7-005 034-7-006 034-7-007 034-7-008 034-7-009-7~ウ 034-7-010-7~ウ 034-7-011-7 ~イ 034-7-012 036-キ-022 036-キ-030 036-キ -031-7~イ	
	計		249.1
複層林施業 を推進すべ き森林(択伐 によるもの を除く) ※4	加 治 木	該当なし	-
	始 良	該当なし	-
	蒲 生	該当なし	-
	計		-
択伐による 複層林施業 を推進すべ き森林 ※5	加 治 木	該当なし	-
	始 良	該当なし	-
	蒲 生	該当なし	-
	計		-
特定広葉樹 の育成を行 う森林施業	加 治 木	該当なし	-

	を推進すべき森林	始良	該当なし	—
		蒲生	該当なし	—
		計		—

※1 伐期の延長を推進すべき森林として指定した区域での主伐については、第4の1(1)イに示す伐期齢（標準伐期齢に10年を加えた林齢）以上の林齢とする。

※2 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において、長伐期施業を推進すべき森林として指定した区域での主伐については、標準伐期齢の2倍から10年を被じた林齢以上の林齢とする。

※3 長伐期施業を推進すべき森林として指定した区域での主伐については、第4の1(2)イに示す伐期齢（標準伐期齢の2倍以上に相当する林齢）以上の林齢とする。

※4 複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）として指定した区域については、伐採率を70%以下とする。

※5 択伐による複層林施業を推進すべき森林として指定した区域については、伐採率を30%（市町村森林整備計画において植栽によらなければ的確な更新が困難な森林として定められているものは40%）以下とする。



【別表3】

■当該（クヌギ林）該当林小班

シイタケ原木用として利用するクヌギ林について、以下のとおりとする。

区域名【木材等生産機能維持増進森林】

○加治木町

林小班				面積 (ha)					
林班	準林班	小班	枝番		019	エ	014		0.22
002	オ	005		0.02	020	イ	036		0.15
003	イ	019		0.29	020	ウ	010	イ	0.25
003	ソ	002		0.17	020	エ	001		0.4
005	イ	008		0.05	021	オ	010		0.01
005	イ	009		0.09	021	オ	026		0.62
005	イ	011		0.89	021	ケ	007		0.01
005	イ	018		0.04	022	カ	042		0.12
005	イ	019		0.02	023	ケ	035		1.26
005	イ	071		0.01	025	エ	039		0.3
005	ケ	001		0.14	027	エ	010		0.02
005	ケ	002		0.02	027	カ	019		0.29
006	ケ	013		0.14	028	ア	008		0.08
007	ウ	019		0.15	028	イ	001	イ	0.08
007	ウ	030		0.13	028	イ	031	イ	0.04
007	エ	001		0.11	028	イ	042		0.26
007	エ	002		0.02	028	カ	010		0.04
007	オ	008		0.02	028	カ	034		0.08
007	カ	006		0.04	028	ク	014		0.03
007	キ	013		0.09	028	ケ	002		0.1
008	ア	022		0.45	029	ア	004		0.11
009	イ	009		0.33	029	ア	059		0.3
009	エ	006		0.1	029	ウ	040		0.31
010	イ	017		0.17	029	ウ	046		0.14
010	ウ	006		0.38	029	エ	013		0.06
013	カ	032		0.33	030	ク	015		0.05
015	キ	003		13.87	031	ア	006		0.42
017	カ	006		0.38	031	イ	029		0.11
017	カ	026		0.07	031	エ	046		0.16
017	カ	028		0.04	031	オ	001		1.19
017	シ	013		0.03	032	オ	007		0.14
					033	イ	062	イ	0.51

033	イ	070	イ	0.02
033	ケ	027		0.67
033	ケ	029		0.09
034	ク	010		0.33
034	ケ	012		0.01
035	ア	008	イ	0.04
035	ア	011	イ	0.01
035	ア	012	イ	0.01
035	ア	014	イ	0.03
035	コ	004		0.22
036	ゴ	013	イ	0.01
037	カ	016		0.11
038	ウ	028		0.04
038	ウ	032		0.56
038	ウ	065		0.02

038	エ	003		0.05
038	オ	002		0.24
038	キ	040		0.03
038	ク	029		0.37
039	イ	013		0.08
039	ウ	002	ア	0.08
039	ウ	002	ウ	0.06
039	エ	008		0.5
041	ア	007	エ	0.18
041	エ	002		0.11
041	エ	003		0.03
045	イ	006		0.13
046	オ	022	イ	0.11
046	キ	021		0.2

## ○始良町

林小班				面積 (ha)
林班	準林班	小班	枝番	
001	ア	009		0.11
001	ア	010	イ	0.11
001	ア	041	ア	0.18
001	ア	044	ア	0.14
001	ア	057	イ	0.02
001	イ	036	イ	0.03
001	ウ	012		0.12
001	オ	011	ウ	0.07
001	オ	028	イ	0.13
001	オ	028	ウ	0.21
002	ウ	022	イ	0.05
002	ウ	026		0.02
002	ウ	031	イ	0.05
004	ア	003	イ	0.03
004	ア	052		0.43
005	エ	006	イ	1.15
005	カ	014	イ	0.11
007	ア	050	オ	0.03
009	イ	005	イ	0.03
009	エ	016		0.38
009	キ	008	ア	0.28
011	ウ	036		0.01
012	ウ	013		0.13
012	ウ	014	ア	0.05
012	ウ	015	イ	0.09
013	エ	015		0.06
014	ア	001	イ	0.29
014	イ	013		0.17
014	ウ	021		0.43
015	エ	005		0.1
015	オ	002		0.46
015	カ	009		0.22
015	カ	011		0.05
015	カ	029		0.13
015	ク	030		0.11
016	キ	007		0.06
016	ク	003		0.29
017	イ	006	エ	0.03
017	イ	006	オ	0.06
017	キ	008		0.29
023	サ	001		0.77
024	ウ	046	ア	0.52
028	エ	051	イ	0.07
028	エ	052		0.2
029	エ	012	イ	0.01
029	エ	014	イ	0.12
029	オ	001	ア	0.08
032	ア	001		0.09
032	ア	014		0.37
033	イ	010		0.08
033	イ	013	ア	0.1
040	ア	017		0.1
040	ア	037		0.1
040	ウ	020		0.02
041	ウ	002		0.06
044	オ	026	イ	0.07
044	オ	026	エ	0.12
044	オ	027		0.02
052	ア	035	ア	2.62
052	イ	014		2.39
055	イ	048		0.1
055	イ	049	カ	0.31
055	イ	049	キ	0.86
059	イ	023		0.04
059	エ	003		0.14
060	キ	010		0.04
062	ウ	030	ア	0.22
062	ウ	030	イ	0.41
062	カ	004	イ	0.03
062	カ	005		0.03

065	コ	004		0.06
065	コ	005		0.31
067	イ	001		0
067	イ	002		0.04
067	イ	012		0.09
067	イ	014		0.06
067	ケ	001	ア	0.05
069	ア	017	ア	0.07
069	ア	017	イ	0.02
069	ア	017	ウ	0.04
069	キ	061		0.09
069	ケ	048	ア	0.18
069	ケ	048	イ	0.04
071	オ	024		0.2
073	カ	019		0.02
073	カ	020		0.06
073	カ	031		0.02
074	カ	004	ア	0.12
074	カ	004	イ	0.06
075	カ	038		0.04
075	キ	018	イ	0.01
075	キ	026	ア	0.02
075	キ	026	イ	0.15
075	キ	027	イ	0.02
075	キ	029		0.1
077	ア	009	ア	0.09
077	ア	009	イ	0.03
077	ア	010		0.03
082	エ	016		0.38
083	キ	012	ア	0.04
083	キ	012	イ	0.03
085	ウ	004	ア	0.13
085	ウ	004	イ	0.14

085	ウ	004	ウ	0.07
085	ウ	005	ア	0.13
085	ウ	005	イ	0.07
089	ア	037	ア	0.15
089	ア	037	イ	0.17
089	ア	037	ウ	0.04
092	カ	004	ア	0.04
092	カ	004	ウ	0.07
092	カ	062		0.39
095	コ	001	ア	0.34
095	コ	001	イ	0.15
095	コ	002	ア	0.51
095	コ	002	イ	0.17
095	コ	003		0.45
095	コ	005		0
096	キ	003	ウ	0.14
096	キ	014	イ	0.06
096	キ	011	ア	0.09
096	ク	020	イ	0.09
096	ク	020	ウ	0.06
100	カ	001		0.35
102	ア	035		0.09
105	イ	043		0.06
106	ア	043		0.95
106	ア	044		1.37
106	ア	045		1.77
106	ア	046		0.25
106	ア	047		0.35
107	ア	001		0.65
107	ア	038		0.24
107	ア	039		0.1
107	ア	040		0.27

## ○蒲生町

林小班				面積 (ha)
林班	準林班	小班	枝番	
001	カ	062		0.25
001	ク	016	イ	0.11
001	ク	024	イ	0.06
001	ク	025	イ	0.07
001	ク	038		0.26
001	ク	041	イ	0.1
001	ク	042	ウ	0.35
002	ア	033	イ	0.14
002	コ	011	イ	0.02
003	ア	028		0.06
003	イ	004	ア	0.35
003	ウ	005	ウ	0.02
003	キ	087		0.09
004	エ	006		0.22
005	オ	001	ア	0.08
005	オ	010		0.09
005	オ	013		0.1
005	ク	006		0.13
005	ケ	029		0.18
005	ケ	030		0.1
005	ケ	031		0.03
005	ケ	032		0.02
008	エ	022	ア	0.04
010	ウ	013		0.13
010	ウ	014	イ	0.03
011	ア	036	ア	0.03
011	イ	029		0.09
011	イ	031		0.06
011	イ	033		0.01
011	イ	034		0.07
011	ウ	004		0.31
012	ア	002		0.06
012	カ	008		0.03
014	ア	031		0.06
016	ア	005	ア	0.19
016	イ	001	ア	0.25
016	イ	001	ホ	0.56
017	ア	001	ク	0.21
017	イ	001	イ	0.92
017	イ	001	エ	0.29
017	ウ	007		0.1
017	ウ	008		0.04
018	ア	001		0.05
018	ア	002		0.16
018	エ	009		0.14
018	オ	015		0.01
018	オ	016	ア	0.02
018	オ	021	ア	0.1
018	オ	022		0.03
018	オ	023		0.13
018	オ	025		0.03
020	ア	011		0.15
020	イ	001		0.06
020	イ	003		0.04
020	イ	004		0.06
020	ウ	019	ア	0.04
020	オ	038		0.13
020	オ	039		0.01
020	キ	012		0.03
021	イ	057		0.17
021	エ	059		0.28
021	エ	061		0.01
021	エ	062		0
021	エ	080	イ	0.06
023	ア	001	ト	0.25
023	ア	019	ウ	0.09
023	ア	026	ウ	0.01
024	ウ	013		0.47
028	オ	012	イ	0.11
029	ア	008		1.42

029	エ	025		0,25	046	ウ	047	カ	0,53
029	エ	033	ア	0,94	046	ウ	047	ク	0,4
029	エ	035		0,01	046	ウ	052	イ	1,01
030	ア	004	エ	0,08	047	イ	072	ア	0,33
030	ウ	005	ア	0,02	047	イ	073		0,01
030	ウ	022		0,16	047	エ	009	ア	0,15
030	ウ	024	イ	0,14	047	オ	013	ア	0,28
030	ウ	030	イ	0,08	048	イ	007		0,23
030	ウ	034	イ	0,11	048	イ	013		0,23
030	ウ	035		0,34	048	イ	024		0,13
030	ウ	053	ア	0,1	048	イ	025	ア	0,3
030	ウ	053	ウ	0,01	048	イ	025	イ	0,1
030	ウ	058		0,01	048	イ	031		0,11
030	ウ	059		0	048	イ	032		0,03
032	ア	018	イ	0,17	048	イ	033		0,15
032	ウ	014		0,07	048	ク	012	ウ	0,47
041	ウ	001	カ	0,08	049	ア	013		0,05
041	ウ	002	ア	0,28	049	ア	016		0,01
041	ウ	002	ウ	0,18	049	ア	017		0,12
041	ウ	007	ウ	0,41	050	オ	010		0,09
042	ア	027		0,12	050	カ	004		0,01
042	イ	004		0,06	050	カ	007		0,02
042	イ	014		0,02	051	ウ	001		0,1
042	イ	016	ア	0,06	051	ウ	012	イ	0,43
042	エ	001	ア	0,48	051	ウ	030		0,1
042	エ	012	ウ	0,31	051	ウ	031		0,02
044	ア	009		0,19	052	エ	014	イ	0,06
044	イ	020		0,06	052	キ	018	イ	0,08
044	ウ	005	コ	0,2	052	キ	019	ア	0,1
045	エ	001		0,15	052	ク	048		0,07
045	エ	002		0,04	052	ク	051	ウ	0,73
046	ウ	020		0,13	052	ク	054		0,04
046	ウ	022	ア	0,14	052	ク	058		0,03
046	ウ	028		0,12	052	ケ	063	ア	0,03
046	ウ	029		0,15	052	ケ	063	イ	0,03
046	ウ	030		0,09	052	ケ	063	ウ	0,11
046	ウ	033		0,12	053	ア	039	ア	0,03

053	ア	040	イ	0.07
053	オ	019	ア	0.28
053	オ	021		0.16
054	ケ	001	エ	0.08
055	エ	002	ア	0.22
055	カ	013		0.07
055	カ	014		0.2
055	カ	029		0.08
055	カ	030		0.06
056	ア	023	ク	0.06
056	イ	046	ア	0.14
059	イ	009	ア	0.06
059	ウ	001	ウ	0.15
060	エ	013		0.06
060	オ	029	イ	0.04
061	イ	004		0.11
061	エ	017		0.29
062	エ	005		0.12
062	エ	006		0.01
062	エ	007		0.05
063	イ	001	イ	0.24
063	ウ	012		0.16
064	ウ	007		0.14
064	カ	020		0.08
065	カ	001		0.1
066	キ	008		0.15
068	エ	023	イ	0.08
068	オ	025	ア	0.03
068	ケ	037		0.55

068	コ	019		0
068	コ	026		0.24
070	カ	023		0.05
070	カ	024		0.04
070	カ	025		0.06
070	カ	026		0.06
071	ア	005	イ	0.7
071	カ	001		0.06
071	カ	011		0.09
074	イ	002	エ	0.04
074	イ	011		0.23
075	エ	007	ア	0.05
075	エ	007	ウ	0.11
076	ア	005	ウ	0.19
076	ウ	002		0.15
076	オ	002	ウ	0.07
084	セ	010		0.07
084	セ	017		0.04
084	セ	018		0.21
084	ク	002	イ	0.05
084	ク	003	イ	0.1
085	ウ	001		0.04
085	ウ	005		0.08
086	ア	004	ウ	0.06
087	ケ	044		0.07
087	ケ	046		0.01
087	ケ	057		0.07
087	ケ	058		0.09

【別表4】

■当該（部分林）該当林小班

始良市と契約している部分林について、以下のとおりとする。

区域名【木材等生産機能維持増進森林】

○始良町

林小班				面積 (ha)	009	ウ	057		0.02
林班	準林班	小班	枝番						
001	ア	012		0.44	010	イ	039		0.03
001	ア	063		0.05	013	イ	005		1.99
001	ア	065		0.18	042	イ	033	ア	0.37
001	カ	001		0.25	042	イ	033	イ	0.28
001	カ	009		0.62	042	イ	033	ウ	0.2
002	エ	031		0.38	042	イ	033	エ	9.76
003	カ	022		0.92	042	イ	033	オ	0.64
003	キ	006		0.06	042	イ	033	カ	0.19
003	ク	026		0.04	043	ア	010	ア	0.72
004	ア	002	ア	3.74	043	ア	010	イ	0.16
004	ア	002	イ	1.05	043	ア	010	ウ	0.18
004	ア	002	ウ	1.33	043	ア	010	エ	1.33
004	ア	002	エ	0.5	043	ア	023	ア	0.12
004	ア	002	オ	0.2	048	ア	091	ア	0.67
004	ウ	043		0.06	048	ア	091	イ	0.52
004	ウ	044		0.17	050	ア	001	d	0.77
005	エ	006	イ	1.15	050	ア	001	h	0.03
005	カ	006		0.39	050	ア	001	i	0.07
006	ア	055		0.04	050	ア	001	l	0.93
006	ア	059		0.02	050	ア	001	m	2.07
006	ア	060		0.01	050	ア	001	n	1.95
006	イ	038		0.02	050	ア	001	r	0.43
007	ア	033	ア	2.23	050	ア	001	s	1.28
007	ア	033	イ	2.5	050	ア	001	x	0.58
007	ア	048	ウ	0.95	050	ア	001	y	0.43
007	ア	080		0.45	050	ア	001	z	1.06
007	ア	082		0.27	050	ア	001	タ	0.43
007	ア	083		0.05	050	ア	001	チ	0.08
007	ア	085	ア	0.15	050	ア	001	ツ	0.07
007	ア	089	ウ	0.48	050	ア	001	テ	0.05
					050	ア	001	ト	0.39



050	ア	001	ヌ	1.35
050	ア	001	ネ	1.36
050	ア	001	ノ	1.2
050	ア	001	ヒ	0.57
050	ア	001	フ	0.47
050	ア	004	マ	0.5
050	ア	001	ミ	0.53
050	ア	001	メ	0.52
050	ア	001	ヤ	1.32
050	ア	001	ヨ	0.28
050	ア	001	ラ	0.32
050	ア	001	リ	0.31
050	ア	001	ル	0.42
050	ア	001	レ	0.69
050	ア	001	ロ	1.39
050	ア	001	ワ	0.32
050	ア	001	ヰ	0.56
050	ア	001	ン	1.64
051	イ	002	ア	0.46
051	イ	002	イ	0.57
051	イ	003		0.16
051	イ	021		0.13
051	イ	022		0.18
051	イ	023	ア	0.06
051	イ	023	イ	0.13
051	イ	024		0.16
051	イ	025		0.08
051	イ	029	ア	0.5
051	イ	029	イ	0.72
051	イ	029	ウ	0.09
052	ア	035	イ	0.72
052	ア	035	ウ	0.7
052	ア	035	エ	0.52
054	イ	020	ウ	0.06
055	ア	001	ウ	0.25
055	ア	001	エ	0.88
055	ア	001	オ	0.35

055	ア	001	カ	0.38
055	ア	001	キ	0.18
055	イ	013	カ	0.1
055	イ	013	キ	0.37
055	イ	013	ク	0.03
055	イ	013	ケ	0.05
055	イ	013	コ	0.08
055	イ	013	サ	0.31
055	イ	013	シ	0.35
055	イ	013	ス	0.1
055	イ	013	セ	0.4
055	イ	019	ウ	1.07
055	イ	019	エ	0.24
055	イ	019	オ	0.31
055	イ	019	カ	0.02
055	イ	019	キ	0.21
055	イ	019	ク	0.3
055	イ	019	ケ	0.03
055	イ	019	コ	0.16
055	イ	019	サ	0.04
055	イ	050	ア	0.88
055	イ	050	イ	0.07
056	ア	001	カ	0.54
056	ア	001	キ	2.68
056	ア	001	ク	0.17
056	ア	003	ウ	0.13
056	ア	003	エ	0.92
056	ア	061	エ	2.19
056	ア	061	オ	1.14
056	ア	061	カ	0.76
056	ア	064	イ	0.43
057	ア	008	ア	0.83
057	ア	008	イ	0.4
057	ア	010	エ	1.18
057	ア	010	オ	0.16
057	ア	010	カ	0.3
057	ア	010	キ	0.74

057	ア	010	ク	0.29
057	ア	010	ケ	0.59
057	ア	021	ア	0.48
057	ア	021	イ	0.19
057	ア	021	ウ	1.08
057	ア	021	エ	0.51
057	ア	021	オ	0.28
057	ア	021	カ	0.19
059	ア	025		0.11
060	ア	002	ア	0.26
060	ア	002	ク	0.43
061	ア	017	ウ	0.13
061	イ	024	ク	0.19
061	イ	024	ケ	0.11
061	イ	024	コ	0.21
061	イ	024	サ	0.82
061	イ	024	シ	0.53
061	イ	024	ソ	0.91
061	イ	024	タ	0.13
061	イ	024	チ	0.16
061	イ	024	ツ	2.54
061	ウ	030	ア	0.08
061	ウ	030	イ	0.58
061	オ	007	ア	1.42
061	オ	007	イ	0.08
061	オ	007	ウ	0.08
061	オ	010	ア	0.07
061	オ	010	イ	0.06
061	オ	010	ウ	0.01
061	オ	010	エ	0.02
069	ア	007	ア	0.11
069	ア	007	イ	0.04
069	ア	007	ウ	0.05
069	ア	010	ア	0.31
069	ア	010	イ	0.71
069	ア	010	ウ	0.25
069	ア	010	エ	0.15
069	ア	010	オ	0.11
069	ア	010	カ	0.02
069	イ	017	ア	0.26
069	イ	017	イ	0.63
069	イ	017	ウ	0.17
069	イ	017	エ	0.23
069	イ	017	オ	0.05
069	イ	017	カ	0.22
069	イ	017	キ	0.09
069	ウ	021	ア	0.09
069	ウ	021	イ	0.08
069	ウ	021	ウ	0.04
069	ウ	021	エ	0.05
069	ウ	022	エ	0.1
069	ウ	022	オ	0.14
069	エ	001	ア	1.61
069	エ	001	イ	0.37
069	エ	001	ウ	0.56
069	エ	001	エ	0.31
069	エ	001	オ	0.14
069	エ	010	ア	0.5
069	エ	010	イ	0.09
069	エ	010	ウ	0.14
069	エ	014		0.1
098	ウ	001		0.03
098	ウ	006	ア	0.19
098	ウ	006	イ	1.23
098	ウ	006	ウ	0.87
098	ウ	008		0.13
098	ウ	010		0.03
098	エ	001		0.12
098	エ	008	ウ	0.74
098	エ	010		0.25
098	エ	011	ア	0.03
098	エ	011	イ	0.04
098	エ	011	ウ	0.28
098	エ	012		0.11

098	エ	014	ウ	0.23
098	エ	014	エ	0.64
098	エ	016		0.19
098	エ	017	ア	0.07
098	エ	017	イ	0.06
098	エ	018	ア	0.27
098	エ	018	イ	1.33
098	エ	021	ア	0.32
098	エ	021	イ	0.21
098	エ	021	ウ	0.07
098	エ	023	ア	3.82
098	エ	023	イ	0.17
098	エ	023	ウ	0.19
098	エ	024	ア	0.85
098	エ	024	イ	0.37
098	エ	024	ウ	0.37
098	エ	028	ア	0.14
098	エ	028	イ	0.03
098	エ	028	ウ	0.02
098	エ	028	エ	0.13
098	エ	031	ア	0.19
098	エ	031	イ	0.28
098	エ	031	ウ	2.62
098	エ	032		0.25
099	ア	014		0.18
099	ウ	004	ア	0.96
099	ウ	004	イ	0.08
099	ウ	004	ウ	0.24
099	ウ	006		0.23
099	ウ	007		0.09
099	ウ	008	ア	0.07
099	ウ	008	イ	0.16
099	ウ	010	ア	0.27
099	ウ	010	イ	0.21
099	ウ	013	ア	0.81
099	ウ	013	イ	0.5
099	ウ	018		0.68
099	ウ	019	ア	0.67
099	ウ	019	イ	0.07
099	ウ	019	ウ	0.04
099	ウ	020	ア	1.32
099	ウ	020	イ	0.12
099	ウ	020	ウ	0.44
099	ウ	024	ア	0.76
099	ウ	024	イ	0.19
099	ウ	028		0.12
100	イ	004	イ	0.34
100	イ	004	ウ	0.56
100	イ	004	エ	0.23
100	イ	004	オ	0.21
100	イ	006	ア	0.48
100	イ	006	イ	0.06
100	ウ	001	ナ	0.56
100	ウ	001	ニ	1.29
100	ウ	001	ス	0.34
100	ウ	004	イ	0.11
100	ウ	004	ウ	0.42
100	ウ	005	ア	0.04
100	ウ	005	イ	0.33
100	ウ	007	ア	0.57
100	ウ	007	イ	1.05
100	ウ	009	ア	0.06
100	ウ	009	イ	0.63
100	ウ	009	ウ	0.07
100	ウ	010		0.25
100	ウ	011	ア	0.08
100	ウ	011	イ	0.25
100	ウ	012		0.14
100	ウ	013	ア	0.28
100	ウ	013	イ	0.06
100	ウ	014	ア	0.5
100	ウ	014	イ	0.19
100	ウ	015		0.43
100	ウ	016		0.3

100	ウ	017		0.78
100	ウ	018		0.11
100	ウ	020	ア	0.01
100	ウ	020	イ	0.02
100	ウ	021		0.1
100	ウ	022		0.07
100	ウ	024		0.05
100	エ	021	イ	0.38
100	オ	002	イ	0.35
100	オ	002	ケ	0.04
100	カ	001		0.32
101	ア	006	ア	0.05
101	ア	006	イ	0.13
101	ア	007	ア	0.02
101	ア	007	イ	0.01
101	ア	007	ウ	0.02
101	ア	008	ア	0.1
101	ア	008	イ	0.1
101	ア	008	ウ	0.1
101	ア	009		0.04
101	ア	010		0.26
101	イ	004	ヌ	1.11
101	イ	004	ネ	1.01
101	イ	004	ノ	0.67
101	イ	004	ハ	0.39
101	イ	004	ヒ	1.17
101	イ	004	フ	2.5
101	イ	004	ヘ	0.56
101	イ	004	ホ	1.31
101	イ	004	マ	1.67
101	イ	004	ミ	0.98
101	イ	004	ム	0.64
101	イ	004	メ	1.17
101	イ	004	モ	1.68
101	イ	013	イ	0.33
101	イ	013	ウ	1.41
101	イ	013	カ	0.08

101	イ	013	キ	0.68
101	イ	013	ツ	0.26
101	イ	040	エ	0.01
101	イ	041	ア	0.02
101	イ	041	イ	0.13
101	イ	041	ウ	0.06
101	イ	041	エ	0.03
101	イ	041	オ	0.01
101	イ	053	イ	0.15
102	ア	017	ア	0.1
102	ア	017	イ	0.07
102	ア	032		0.09
102	ウ	006	ア	0.07
102	ウ	006	イ	0.05
102	ウ	006	ウ	0.01
102	ウ	006	エ	0.02
102	ウ	013	チ	0.45
102	ウ	013	ツ	0.45
102	ウ	013	テ	0.19
102	ウ	013	ト	4.29
102	ウ	013	ナ	0.26
102	ウ	013	ニ	0.18
102	ウ	013	ヌ	0.52
102	ウ	013	ネ	0.1
102	ウ	013	ノ	0.45
102	ウ	013	ハ	0.32
102	ウ	013	ヒ	0.13
102	ウ	013	フ	0.46
102	ウ	013	ヘ	0.43
102	ウ	013	ホ	0.53
102	ウ	013	マ	0.58
102	ウ	013	ミ	0.57
102	ウ	013	ム	1.13
102	ウ	013	メ	0.26
102	ウ	013	モ	0.39
102	ウ	013	ヤ	0.38
102	ウ	013	ユ	0.46

102	ウ	013	ヨ	0.68
102	ウ	014	ア	0.06
102	ウ	014	イ	0.26
102	ウ	016	エ	0.47
102	ウ	016	オ	0.81
103	イ	001	ア	0.22
103	イ	001	イ	0.25
103	イ	001	ウ	3.91
103	イ	002	ア	0.26
103	イ	002	イ	0.15
103	イ	002	ウ	0.45
103	イ	002	エ	0.05
103	イ	002	オ	0.05
103	イ	003	ア	0.95
103	イ	003	イ	0.09
103	イ	004		1.17
103	イ	005	ア	0.25
103	イ	005	イ	0.05
103	イ	005	ウ	0.12
103	イ	005	エ	0.3
103	イ	006	ア	0.1
103	イ	006	イ	0.91
103	イ	007	ア	0.17
103	イ	007	イ	0.65
103	イ	009	ア	1.09
103	イ	009	イ	0.17
103	イ	009	ウ	0.14
103	イ	009	エ	0.08
103	イ	010	ア	0.13
103	イ	010	イ	0.23
103	イ	010	ウ	0.13
103	イ	011	ア	0.18
103	イ	011	イ	0.06
103	イ	011	ウ	0.05
103	イ	012		0.12
103	イ	013		0.04
103	イ	014	ア	0.08

103	イ	014	イ	0.12
103	イ	017	ク	1.67
103	イ	023		0.99
103	イ	024		1.6
103	イ	025		0.64
103	イ	030		0.01
103	イ	031	ア	0.13
103	イ	031	イ	0.03
103	イ	032		0.22
103	イ	033	ア	0.01
103	イ	033	イ	0.12
103	イ	034	ア	0.01
103	イ	034	イ	0.01
103	イ	034	ウ	0
103	イ	034	エ	0.02
103	イ	039		0.01
104	ア	001	ア	8.76
104	ア	001	イ	1.45
104	ア	001	ウ	0.14
104	ア	001	エ	0.64
104	ア	001	オ	1.18
104	ア	002	イ	2.56
104	ア	002	ウ	0.04
104	ア	004	ア	0.1
104	ア	004	イ	0.52
104	ア	004	ウ	0.37
104	イ	009		0.04
104	イ	010	ア	0.78
104	イ	010	イ	0.32
104	イ	010	ウ	0.08
104	イ	010	エ	0.25
108	イ	007	ア	0.17
108	イ	007	イ	0.1
108	イ	008		0.12
108	イ	009	ア	0.02
108	イ	009	イ	0.05
108	イ	010	ア	0.27

108	イ	010	イ	0.2
108	イ	010	ウ	0.53
108	イ	011	ア	0.27
108	イ	011	イ	0.05
108	イ	011	ウ	0.06
108	イ	013	ア	0.02
108	イ	013	イ	0.03
108	イ	013	ウ	0.3
108	イ	013	エ	0.08
108	イ	014	ア	0.17
108	イ	014	イ	0.01
108	イ	014	ウ	0.05
108	イ	015	ア	0.02
108	イ	015	イ	0.1
108	イ	016	ア	0.2
108	イ	016	イ	0.03
108	イ	016	ウ	0.06
108	イ	017		0.05
108	イ	025	ア	0.08
108	イ	025	イ	0.4
108	イ	025	ウ	0.03

108	イ	025	エ	0.03
108	イ	026	ア	0.19
108	イ	026	イ	0.05
108	イ	026	ウ	0.35
108	イ	026	エ	0.05
108	イ	027	ア	0.06
108	イ	027	イ	0.04
108	イ	028	ア	0.08
108	イ	028	イ	0.06
108	イ	029	ア	1.31
108	イ	029	イ	0.47
108	イ	029	ウ	0.17
108	イ	029	エ	1.35
108	イ	030		0.24
111	イ	001	ア	0.09
111	イ	001	イ	0.05
111	イ	002	エ	1.5
111	イ	003		0.73
111	イ	006	ア	0.38
111	イ	006	イ	0.03
111	イ	006	ウ	0.15

## ○蒲生町

林小班				面積 (ha)
林班	準林班	小班	枝番	
001	エ	032	ア	0.52
001	エ	032	イ	0.07
001	オ	008	イ	0.26
001	オ	016	ア	0.05
001	オ	016	イ	0.12
001	オ	016	ウ	0.04
001	カ	061	ア	0.51
001	カ	061	イ	1.58
001	カ	061	ウ	1.78
002	エ	019		0.06
010	エ	005	イ	0.06
013	イ	011	エ	0.16
013	エ	010		0.26
014	ウ	001	ア	0.28
014	ウ	001	イ	0.75
014	ウ	001	ウ	0.48
014	ウ	001	エ	0.34
014	ウ	001	オ	0.2
014	ウ	001	カ	1.1
014	ウ	001	キ	0.24
014	ウ	001	ク	0.53
014	ウ	001	ケ	0.16
014	ウ	001	コ	0.14
014	ウ	001	サ	0.15
014	ウ	001	シ	0.67
014	ウ	001	ス	0.08
014	ウ	033	ウ	0.55
014	ウ	033	エ	0.72
014	ウ	040	ア	0.15
014	ウ	040	イ	0.82
014	ウ	040	ウ	0.28
014	ウ	040	エ	0.68
016	ア	007		0.17
016	ア	019	イ	0.14
016	ア	019	ウ	0.15
016	イ	001	ア	0.51
016	イ	001	イ	0.06
016	イ	001	ウ	0.26
016	イ	001	エ	0.45
016	イ	001	オ	0.78
016	イ	001	カ	0.23
016	イ	001	キ	0.23
016	イ	009		0.06
016	イ	010		0.16
016	イ	013		0.07
016	イ	022	ア	0.85
016	イ	022	イ	0.07
016	イ	022	ウ	0.28
016	イ	023		0.19
027	エ	001	ア	0.27
027	エ	008		0.84
028	ア	008	オ	0.21
028	ア	014	ア	0.29
028	ア	014	イ	1.25
028	ア	014	ウ	0.34
028	ク	005	ア	0.48
028	ク	005	イ	0.55
028	ク	005	ウ	0.45
028	ク	005	エ	0.7
028	ク	005	オ	0.16
028	ク	005	ク	3.73
028	ク	005	ケ	0.14
028	ク	005	コ	1.07
028	ク	005	サ	0.22
030	ア	011		0.47
032	ア	007	ウ	0.39
032	ア	007	キ	0.88
032	エ	013	イ	0.49
032	エ	013	ウ	0.59
033	ア	005	ア	0.9

033	ア	005	イ	0.13
033	ア	005	ウ	0.05
033	イ	005	イ	0.2
033	イ	005	ウ	3.35
033	イ	005	エ	0.63
033	イ	005	オ	0.17
033	イ	018		0.12
034	ア	018		0.21
039	イ	005	カ	0.65
039	イ	005	キ	0.16
041	イ	016		1.11
043	イ	007	ウ	2.31
048	ア	017	ア	0.3
048	ア	017	イ	1.63
048	ウ	013		0.23
048	カ	012	エ	0.81
048	カ	012	オ	0.89
048	キ	001		0.63
048	キ	003		0.36
048	キ	005		0.01
048	ク	006	イ	0.43
051	カ	001	ア	0.54
051	カ	006		0.56
051	キ	015	ウ	0.48
052	ク	036		0.13
052	ク	038		0.1
052	ク	039		0.07
053	エ	019		0.1
054	エ	001	ウ	0.21
054	ク	006	エ	1.01
054	ケ	001	ア	0.15
054	ケ	034	ア	0.23
054	ケ	034	イ	0.59
054	ケ	043	ア	0.4
054	コ	012	ア	0.12
054	コ	012	イ	1.54
056	イ	044	オ	0.81

056	イ	044	ク	0.67
057	ウ	048	エ	0.23
057	エ	001	エ	0.93
058	オ	001	ウ	0.88
058	オ	003	ア	0.18
058	オ	003	イ	0.83
058	オ	003	ウ	1.41
059	イ	015	ア	1.2
059	イ	015	イ	0.27
059	イ	015	ウ	0.26
059	イ	015	エ	0.05
059	イ	025	エ	2.01
060	ア	005	サ	0.77
060	ア	005	シ	0.16
060	ア	005	ス	0.24
060	ア	005	セ	0.19
060	ア	019	オ	0.31
060	ア	035	ア	0.92
060	ア	035	イ	0.08
060	ウ	004	オ	0.77
060	エ	033		0.06
060	セ	009	ア	0.38
060	セ	009	イ	0.7
060	セ	009	ウ	0.69
060	ソ	001	ア	0.24
060	ソ	001	イ	0.2
060	ソ	001	ウ	0.23
060	ソ	001	エ	0.08
060	ソ	001	オ	0.38
060	ソ	001	カ	0.2
060	ソ	001	キ	0.17
060	ソ	001	ク	0.4
061	ク	001	カ	0.6
061	ク	006		0.02
061	ク	007		0.13
061	ク	009		0.06
066	イ	004	ア	0.23



066	イ	004	イ	0.48
066	イ	004	ウ	0.24
066	ウ	010	ア	0.11
066	ウ	010	イ	1.5
066	ウ	010	エ	0.14
066	ウ	010	オ	0.08
066	ウ	010	カ	0.99
066	ウ	010	キ	0.04
067	コ	001		0.16
067	サ	011	イ	1.2
068	ケ	002		0.08
071	イ	002		0.19
071	オ	017	イ	0.31

071	カ	005	ウ	0.4
077	カ	002	ア	0.09
077	カ	002	イ	0.16
077	カ	002	ウ	1.35
079	ア	010		0.45
079	ウ	001		0.33
084	ク	030	イ	0.66
084	チ	011	ア	0.4
084	チ	011	イ	0.31
084	チ	011	ウ	0.35
084	チ	011	エ	0.64
084	チ	011	オ	0.14

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市において、多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推進していくに当たっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。

このため、特に、森林経営に消極的な森林所有者については、意欲ある林業事業体への森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営規模の拡大を図るため、市、林業事業体等が連携して、森林経営に消極的な森林所有者に対し、森林施業や経営の委託に係る情報提供や普及啓発活動、あっせん等を積極的に行い、意欲ある林業事業体等への長期の委託を進める。

また、森林経営の委託等が円滑に進むよう林業事業体等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を図るとともに、委託を受けた林業事業体等による森林経営計画の作成を促進する。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模の拡大の目標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺について、森林所有者の申し出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

## 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

### (1) 森林経営管理制度の基本方針

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理実施権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた間伐及び保育の標準的な方法等との整合性に留意する。

### (2) 森林経営管理制度の推進方策

施業履歴等から森林整備が特に必要な区域において、地域の実情を踏まえ、優先度の高い地域から、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進める。

経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、市町村森林経営管理

事業による森林整備を進めることとする。

市町村森林経営管理事業を実施する場合にあつては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法等）に適合する施業を行う。

## 5 その他必要な事項

森林組合などの林業事業体の中で、「意欲と能力のあるもの」が森林経営の主体となりうるよう、施業集約化に向けた合意形成・計画作りの段階でのイコールフッティング（条件の同一化）を図るために必要な森林情報（森林簿・森林計画図等の森林計画関係図簿）を公平に提供する。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

器細な森林所有者が大半を占める本市において、個人で伐採、造林、保育、間伐等の森林施業や路網の維持管理等を計画的に実施することは困難であることから、施業の共同化を助長し、合理的な森林経営を推進する必要がある。

このようなことから、森林施業を計画的、効率的に行うため、市・林業事業体・森林所有者等が一体となって森林施業の推進体制を整備し、地域単位での森林施業の共同化を図っていくこととする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

市、林業事業体、森林所有者等の関係者が合意形成及び国有林との連携に努めるとともに、施業実施協定や森林経営計画の活用等により、森林施業の共同実施、作業路網の整備・維持管理、林業機械の導入を計画的かつ効率的に行い、森林施業の実施を促進する。

また、森林施業に消極的な森林所有者に対しては、森林の機能・管理の重要性についての普及啓発を図り、森林施業の共同化への参画意欲の拡大を図る。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担または相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

ウ 共同施業実施者の一人が(ア)または(イ)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

### 4 その他必要な事項

特になし。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

路網については、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設であり、山村の生活環境の整備等にも資する面も有することから、計画的な整備を促進することとする。

また、整備に当たっては、コスト縮減を図りつつ、周辺環境との調和を図ることとする。

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進していく上で重要な要素となっている林業生産性や労働生産性の向上を図るため、施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等も用いた低コストで効率的な作業システムによる施業の普及・定着を図ることとする。

その際、地形、地質、森林の状態などの自然条件や、森林の所有形態、事業体の経営方針、経営規模、木材加工業の状況等を勘案しつつ、路網と林業機械等を組み合わせた最適な作業システムを導入することとする。

特に、公有林、森林整備公社有林等の分収林、大規模森林所有者有林、森林所有者との長期の施業の委託により施業の集約化・共同化を行い面的なまとまりを持った森林であって、緩～中傾斜の森林においては、路網整備と併せた効率的な森林施業を推進することとする。

なお、作業システムの効率的な運用に必要な路網密度の水準の目安については下表のとおりとする。このうち、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用することとし、尾根、溪流、天然林等の施業地以外には適用しないこととする。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩 傾 斜 地 (0°～15°)	車両系作業システム	110～250	30～40
中 傾 斜 地 (15°～30°)	車両系作業システム	85～200	23～34
	架線系作業システム	25～75	23～34
急 傾 斜 地 (30°～35°)	車両系作業システム	60<50>～150	16～26
	架線系作業システム	20<15>～50	16～26
急 峻 地 (35°～)	架線系作業システム	5～15	5～15

※「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

## 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

林道等の既設路網や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して、効率的な森林施業を推進する箇所を「路網整備等推進区域」として設定する。

なお、計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を下表のとおり設定する。

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
旧加治木町19, 22, 26, 30	184.31	辺川線	530	①	
旧加治木町15, 16	136.64	市野線	850	②	
旧加治木町4	60.68	宇都線	840	③	
旧始良町12, 13, 20	179.71	中牧線	1,000	④	
旧始良町53, 54	162.48	飛野～丹生付線	1,100	⑤	
旧始良町64	79.28	上名線	1,800	⑥	
旧始良町 98, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 109, 111	848.60	城瀬線	1,800	⑦	
		白金坂線	1,150		林業専用道
		始良1号線	1,600		林業専用道
		福ヶ野線	950		林業専用道
		始良2号線	1,800		林業専用道
旧始良町4, 5, 6, 9 旧満生町74	311.49	堂園線	2,200	⑧	
		堂園支線	320		
		鬼ノ堂線	570		
旧満生町23, 24, 25, 26, 27, 28, 29	559.05	鉢ノ窪線	716	⑨	
		瀬戸平山線	3,410		指定林道
		瀬戸平山1号支線	2,000		林業専用道
		瀬戸平山2号支線	650		林業専用道
		瀬戸平山3号支線	1,800		林業専用道
旧満生町87 旧満生町80, 旧始良町14	236.01	通山線	2,400	⑩	
		俵野線	990		
旧満生町34, 35, 42	162.95	岩井川内線	2,573	⑪	

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設に係る留意点

基幹路網については、原則として、不特定多数の者が利用する一般車両の走行を想定した「林道」及び特定の者が森林施業のために利用する森林施業用の車両の走行を想定した「林業専用道」に区分する。

また、期間路網の機能を高度に発揮させるため、必要に応じて改良や舗装を行い、木材の生産・流通工程の改善等に資するものとする。

林業専用道の整備に当たっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため、地形、地質の面から十分な検討を行い、規格・構造の簡素化を旨として、概ね30度以下の斜面に開設することを基本に、できるだけ地形に沿うものとする。

なお、詳細については、「適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規定」(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、「林業専用道作設指針」(平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知)を基本とし、「鹿児島県林業専用道作設指針」(平成23年4月鹿児島県環境林務部作成)に則って行うものとする。

### イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画について、下表のとおりとする。

単位 延長：m 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び箇所数		利用区 域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考		
					延長	箇所数						
開設	自動車道		始良市	旧加治木町	辺川線	530		36		1		
				"	市野線	850		43		2		
				"	宇都線	840		40		3		
				細計	3	2,220	0					
				旧始良町	中牧線	1,000		35		4		
				"	飛野～丹生付線	1,100		32		5		
				"	上名線	1,800		40		6		
				"	城瀬線	1,800		32		7		
				"	堂園線	2,200		71		8		
				"	堂園支線	320		10		9		
				"	鬼ノ堂線	570		16		10		
				林業専用道	"	白金坂線	1,150		31		11	
				林業専用道	"	始良1号線	1,600		35		12	
				林業専用道	"	福ヶ野線	950		27		13	
				林業専用道	"	始良2号線	1,800		37		14	
				細計	11	14,290	0					
				旧蒲生町	鉢ノ窪線	716		43		15		
				"	瀬戸平山線	3,400		235	○	16		
				林業専用道	"	瀬戸平山1号支線	2,000		52	○	17	
				林業専用道	"	瀬戸平山2号支線	650		13	○	18	

		林業専用道		#	瀬戸平山3号支線	1,800		31	○	19
				#	通山線	2,400		48		20
				#	峠野線	990		16		21
				#	岩井川内	2,573		58		22
				細計	8	14,539	0			
			合計		22	31,049	0			
拡張	自動車道 (改良)		始 良 市	旧始良町	堂岡線	16	2	93	○	23
				#	琴ヶ谷線	2,200	1	71		24
				#	飛野1号線	4,425	1	194		25
				細計	3	6,641	4			
				旧蒲生町	奥山線	6	1	75	○	26
				細計	1	6	1			
				合計	4	6,647	5			
拡張	自動車道 (舗装)		始 良 市	旧始良町	上ノ原線	980		83		27
				#	ツヅラノ線	811		46		28
				#	高牧線	3,617		79	○	29
				#	宇都線	1,358		62		30
				#	鍋倉線	723		31		31
				#	北山飛野線	1,912		42		32
				#	ウツラ線	3,351		91		33
				#	岩井田線	1,753		56		34
				細計	8	14,505	0			
				旧蒲生町	大塚線	2,600		102		35
				#	岩井川内線	580		61		36
				#	松生長久線	2,872		83		37
				#	鬼ノ堂線	2,101		63		38
				細計	4	8,153	0			
				合計	12	22,658	0			

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定めるとともに、台帳を作成して適切に管理するものとする。



## (2) 細部路網に関する事項

### ア 細部路網の作設に係る留意点

細部路網については、原則として、集材や造林等の作業を行う林業機械の走行を想定した「森林作業道」に区分する。

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため林業機械の走行を想定した道であり、地形に沿うことで作業費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えうるよう丈夫で簡易な構造とする。

整備に当たっては、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組み合わせを考慮し、既設林道等も踏まえながら、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置することとする。

また、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地下構造の資料等により確認するとともに、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。

さらに、森林作業道オペレーター研修修了者等による低コストで耐久性のある路網の整備を進めるものとする。

なお、詳細については「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）」を基本とし、「鹿児島県森林作業道作設指針」（平成23年3月鹿児島県環境林務部作成）に則って行うものとする。

### イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）に基づき、継続的に森林作業道が利用できるよう適正に管理する。

## 4 その他必要な事項

林道と施業対象地を有機的に接続し、保育、間伐などの集約的な施業を確保するために作業路の整備を促進することとし、また、所有規模が小さく、一体的な施業の実施が期待される地域にあつては、森林所有者などが共同して作業路等を開設、利用管理を行うなど効率的な路網の整備に努めることとする。

そのために、必要な山土場、機材管理施設等の必要な施設の整備を推進し、作業の効率化及び施設コストの低減に努めることとする。

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

林業の担い手の育成については、本市においても、地域の活性化や適正な森林整備の推進を図るうえで重要な課題である。

緑の雇用等をはじめとする担い手の育成に向けた国・県・市などの各般の取組により、林業に従事する人材の育成を一層推進する必要がある。

このため、市・林業事業体等の関係者が連携しながら、引き続き、林業労働者・林業後継者の育成に努めるとともに、雇用の場である林業事業体についての体質強化に向けた取り組みを積極的に推進する。

#### (2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

##### ア 林業労働者の育成

林業事業体への施業委託の推進や施業の集約化等に伴う事業量の安定的確保により雇用の安定化、長期化を図るとともに、各種社会保険への加入の促進等により就労条件の向上に努める。

また、林業労働者に対する各種研修会、林業技術講習会等の受講を促進し、技術の向上や労働災害の軽減を図るとともに、各種資格取得や労働安全衛生環境整備などの支援を行う。

##### イ 林業後継者の育成

後継者が安定して林業経営を維持できるよう特用林産物との複合経営による生産振興を図る。

また、森林所有者や一般市民等を対象に行う林業体験等への取り組みを通じて森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介していく。

さらに、各種林業補助施策の導入について検討し、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図る。

#### (3) 林業事業体の体質強化方策

本市では、これまで関係機関が一体となって、事業体の経営の合理化、体質の強化に向けた取組が進められてきている。今後とも、施業の集約化等による事業量の確保、生産性の向上につながる高性能林業機械等の導入及び活用、路網整備等諸施策を推進し、林業事業体の経営基盤の強化を図る。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の人工林は、7齢級以上が約9割を占め森林資源が充実しており、利用間伐等の森林施業が最も必要な時期となっている。また、今後においては主伐期を迎える人工林も徐々に増加する傾向にあるが、現在の林家の経営規模は零細で、かつ、林道等の基盤整備

も十分でないことから機械化の遅れは顕著である。

また、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械の導入は重要な課題である。

今後も林道等路網の整備を図りつつ、林業事業体に対し、地形や作業システムに応じた高性能林業機械の導入を関係機関と連携して進める。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状	将来
伐倒 造材 集材	緩傾斜地 (0～15°)	チェーンソー プロセッサ フォワーダ または林内作業車	ハーベスタ グラップルウィンチ フォワーダ
	中傾斜地 (15～30°)	チェーンソー グラップルウィンチ プロセッサ フォワーダ または林内作業車	ハーベスタまたはチェーンソー グラップルウィンチ プロセッサ フォワーダ
			チェーンソー スイングヤーダまたはタワーヤーダ プロセッサ フォワーダ
	急傾斜地 (30～35°)	チェーンソー グラップルウィンチ プロセッサ フォワーダ または林内作業車	チェーンソー グラップルウィンチ プロセッサ フォワーダ
			チェーンソー スイングヤーダまたはタワーヤーダ プロセッサ フォワーダ
急峻地 (35°～)	チェーンソー グラップルウィンチ プロセッサ フォワーダ	チェーンソー タワーヤーダ プロセッサ フォワーダ	
造林	地ごしらえ	人力、グラップル	グラップル
保育等	下刈り	刈払機	刈払機

国の作業システム検討委員会最終報告より

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市における素材の生産・流通については、製材工場が複数あり、いずれも小規模零細であるが、今後、木材需要拡大を図る観点から公共施設や一般住宅などの木造化を推進するなど、計画的かつ合理的な木材生産の流通体制の確立に向け、各林業関係機関が一体となった生産・流通・加工体制の確立を図る。

特用林産物については比較的小規模経営でも毎年安定した収入が得られる早掘りたけのこ、しいたけの生産を推進していくが、生産者の高齢化、後継者不足などの問題がある。今後は、県が実施する各種研修を活用するとともに、生産技術の向上・経営の共同化・合理化及び品質の向上を図り、販路の拡大に努め生産振興を図る。また、竹材の有効活用を図るため、竹材搬出の支援を行う。

木材の流通、加工、販売施設等の整備及び特用林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画は次表のとおりである。

#### 【林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画】

##### ○ 始良地域

施設の種類	現 状			計 画			備 考
	位置	規 模	対図番号	位置	規模	対図番号	
木製品製造工場	下名	2,400㎡	△1				現状維持

##### ○ 蒲生地域

施設の種類	現 状			計 画			備 考
	位置	規 模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材所	上久徳	1,765㎡	△2				現状維持
特用林産物集荷場	北	650㎡	△3				現状維持
〃	北	90㎡	△4				現状維持
木材共販所	久末	39,114㎡	△5				現状維持
特用林産物加工施設	下久徳	8,714㎡	△6				現状維持

### III 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、シカにより被害を受けている森林及び被害のおそれがある森林等について、その被害の状況や生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を下表のとおり定める。

###### ○加治木町

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	3～23、25～31、35～37、39、40	1640.91

###### ○始良町

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	1～76、80～86	5059.47

###### ○蒲生町

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	6～91	5305.46

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

シカによる森林被害の防止または軽減を図るため、「第二次特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画」（平成27年5月鹿児島県環境林務部自然保護課策定）や市農政部局が作成した鳥獣被害防止計画等の鳥獣管理施策や鳥獣被害防止計画による農業被害防止施策との連携を図りつつ、被害状況を把握と、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害の防止または軽減を図る。

併せて、有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努める。

また、広域一斉捕獲等、国や地方自治体等の関係機関と連携した被害対策に取り組む。

##### 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、森林被害のモニタリングを推進するとともに、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等により病虫害等の森林被害に対応する抵抗性の高い森林整備に努める。

また、森林病虫害等の被害の早期発見及び早期駆除に努めるとともに、特に、松くい虫の被害については適確な防除の推進を図り、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツまたは他の樹種への計画的な転換を推進する。

特に、松くい虫被害は、ここ数年横ばいの傾向にあるが、引き継ぎ、被害発生状況を把握しながら、薬剤の樹幹注入等の予防措置や被害木の伐倒駆除等の駆除措置などを実施し、被害拡大の防止に努めるとともに、地域住民に対する普及活動を積極的に行い、地域一体となった健全な森林育成に努める。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

#### (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見、早期駆除などに向け、市の広報やホームページなどで随時情報を提供するとともに、地元行政機関、森林組合、森林所有者等合意形成を図り、防除対策等の体制づくりを推進する。

### 2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣（シカ以外）による森林被害を受けた場合は、市農政部局が作成した「鳥獣被害防止計画」等の鳥獣管理施策や鳥獣被害防止計画による農業被害防止施策と連携を図りつつ、被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害の防止または軽減を図るとともに、有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努める。

また、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害の防止または軽減を図る。

併せて、野生鳥獣との共存を図る観点からも、立地条件を踏まえながら、伐採跡地への広葉樹の植栽や針葉樹と広葉樹の混合林化などの森林整備を促進するとともに、林業採算性の低い森林においては、野生鳥獣の生育環境となる天然林の保全を推進することとする。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、林野火災防止の普及啓発並びに森林法等に基づく制限林の巡視を重点的に行うとともに、保護標識等の整備を推進する。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当するときは、火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周

團に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお、詳細については、「始良市火入れに関する条例（平成 22 年 3 月 23 日条例第 155 号）」によるものとする。

#### 5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

特になし

(2) その他

森林所有者等による、日常の森林の巡視等を通じて、森林の保護、管理等の体制の確立に努める。

### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとする。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域については、次のとおり定めるものとする。

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
始良下	069～079、085～097	1009.55
辺川・西別府下	001～005、017～019、022、023、025、030	691.34
日本山、反土	038、039、041～047	343.66
漆中央	071～075	256.70
米丸・北	003、037、050、051、077、078、081～085	509.85
木津志	1～13	719.94
北山中下	16～27、32、33	857.89
北山上	28～31、34～49	1266.68
上名	50～68	1324.80
寺師	14、15、80～84	394.16
平松	98～113	1158.12
西別府	6～16、20、21	783.79
小山田	24、26～29、31～37、40	573.26
漆	59、61～70、76	817.35
久末・下久徳	1～2、4～6、9～11、13、14	587.21
白男	7、8、12、15～36、38～45	2138.00
米丸・上久徳	79、80、86～91	547.31
西浦	46～49、52～58、60	730.42



## 2 生活環境の整備に関する事項

地元住民や都市からのUJクーン者のそれぞれのニーズに対応した生活環境の整備、拠点集落への重点化など位置や機能に応じた集落の整備等を通じて、山林地域の定住を促進する。

## 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林・林業への関心を深めるため、都市住民との交流を行うための施設としてさえずりの森を整備し、交流基盤を整備するとともに、さえずりの森の一部を森林体験活動のためのフィールドとして活用するとともに、都市住民の受け入れ体制を整備し、本市山村の活性化を推進する。

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

本市の加治木地区にあるさえずりの森は、森林とのふれあいの場としての整備が期待されていることから、景観を維持向上するためにケヤキ、モミジ等広葉樹の植栽、不良木の除去とともに施設整備を進めることとする。

なお、森林の総合利用施設の整備計画について、次表のとおりとする。

【森林の総合利用施設の整備計画】

施設の 種類	現状（参考）		将来		対図番 号
	位置	規模	位置	規模	
さえずり の森	さえずりの森 (加治木地区)	15ha キャンプ場 総合案内施設 1棟 レストラン オートキャンプサイト 11棟 (ミニバンカー付き) オートキャンプサイト 3区画 ロッジ 3棟 コテージ 2棟 バンガロー 3棟 ミニバンカー 7棟 シャワー棟 1棟 炊事棟 1棟 ピザ窯 1棟 便所 3棟 炭焼体験施設 1棟 炭焼き窯 1箇所 休憩棟 1棟 林間広場 8,000㎡ 歩道 1式 展望台 1箇所 森林体験学習棟 1棟 その他	さえずりの森 (加治木地区)	現状維持	▽

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市内の緑の少年団や小・中学生をはじめとする青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、森林づくりへの直接参加を推進する。

また、山野海岸及び脇元海岸の松くい虫被害木の除去作業や植栽、市有林の地区有林等の植栽について、ボランティア活動を呼びかけることにより森林整備についての普及啓発を図る。さらに、市のイベント開催等において、関係者が一体となって、森林・林業・木材に関するPRを行い、イベント等に訪れる人々に森林整備について理解を図る。

### (2) 上下流連携による取り組みに関する事項

下流域の住民との連携による森林整備や自然体験学習を取り入れた交流事業等の開催を行う。

### (3) その他

近年、都市部の住民を中心に森林づくりに直接参加しようとする機運が高まっている。本市においても、青少年や市民ボランティア団体等から森林作業体験や林業に対する支援について斡旋依頼があった場合は、場所の選定や森林所有者の紹介など積極的に協力することとする。

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林整備の事業箇所、公益的機能別施業森林の区域等と関わっており、本計画をより効果的なものとする観点から、本市において経営管理権が設定された森林のうち、計画期間内に市町村森林経営管理事業により森林整備を推進することが適当であると認められた森林について、計画期間内における市町村森林経営管理事業計画を次表のとおり定める。

### 【計画期間内における市町村森林経営管理事業計画】

区域	作業種	面積	備考
蒲生町北地区	間伐	3.73ha	R3年度施業

## 7 その他必要な事項

### (1) 国土の保全の観点から森林として管理する土地に関する事項

過去に山地災害のあった森林及び危険箇所等については、治山対策において管理をしていく。

また、水源地土流の森林についての伐採は、最小限にとどめ再造林に努めることとする。

### (2) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

該当なし

(3) 公有林の整備に関する事項

本市は現在、人工林を中心に 1,995ha の森林を所有しており、人工林については、森林組合等の林業事業体に保育・間伐等の作業を委託して実施している。

市有林は、本市の財産であるとともに、民有林全体の展示林としての役割も有している。今後も適期に適切な森林施業を実施し、森林施業の模範となるよう整備を図っていく。

(4) 制限に従った森林施業の方法

保安林、その他法令により施業に制限がある森林においては、当該制限に従って森林施業を実施するものとする。

(5) 森林施業共同化重点的実施地区の林道計画

該当なし

(6) 竹林等の整備

本市において、竹林の拡大とそれに伴う森林の荒廃が問題となっている。竹林の拡大により、森林が有する水源涵養・国土保全等の公益的機能の低下や里山の景観が損なわれることなどが懸念されている。

このようなことから、たけのこ生産林においては、「鹿児島県特用林産振興基本方針（平成 30 年 3 月鹿児島県環境林務部森林経営課作成）」に基づき県の補助事業を活用して整備を推進することとし、それ以外の放置竹林については、森林の公益的機能の発揮等勘案し、適正な竹林の整備、管理を行うこととする。

また、竹林オーナー制度や、ボランティア活動団体などによる森林づくり活動の推進、森林所有者に手入れされず、放置された里山を森林づくり活動への参加希望者（ボランティア）に提供するなどし、適正な森林整備に努める。

(7) 森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県や森林組合等林業事業体との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(8) 「始良西部地域森林整備推進協定（平成 28 年 3 月）」等を活用し、国有林などと連携した路網の整備や間伐等の実施による森林を整備し、効率的な木材の生産・販売を推進する。

(9) 「鹿児島県県民の森」に関する事項

本市幸田山地区に位置する「鹿児島県県民の森」は、1984 年（昭和 59 年）の第 35 回全国植樹祭を記念して設置され、区域面積は約 1,000ha で、（公財）鹿児島県森林整備公社が管理・運営を行っている。

「鹿児島県民の森」では森林・林業の役割等について学べるため、「鹿児島県民の森」からイベント等に対する協力要請があった場合は、市としても協力することとする。

#### 附属資料

##### 1 市町村森林整備計画概要図（1）～（4）

##### 2 参考資料

※ 統計資料等の附属資料は別紙のとおり

始良市森林整備計画

鹿児島県

始良市